

余の外相時代のものである。本條約は十二月十一日締結されたのである。交渉の開始は固より對米英國争の勃發前であつた。(法廷證言六〇四一七號)然し乍ら本件交渉の開始されたのは日米交渉の成立が殆ど無視された以後のことであり、世惡の真像に對する準備として爲されたものであつて、此等に就ては後に更に詳細を語るであらう。又一九〇二年一月十八日成立した日對伊軍協定(法廷證言四九一號)は三丁の軍事當局限りに於て計畫され、取決められたものである。余は本協定の締結に就ては全く承知しなかつたが締結後統帥部より單なる通報を受けたがそれも作戦地域の決定が爲されたこと云ふことのみを通報された。尙余は三丁同盟の規定に基く三丁委員会の一員たりし之故を以て日對國の協力に責任ありとされて居るが(法廷證言一二七號)同盟條約は各條約の外交大臣は世の地位よりして夫々の丁に於ける委員会の一員たるべきことを規定して居る即ち余が其の委員会の一員であつたのは日本、外務大臣としてであり特殊の理念又は原保を持つた個人としてはないものである。尙五委員會は尠くとも余の外相兼任中は名目的の存在であり一度も招集されたことはなかつた。

## 第四章 英米關係及太平洋戰爭

三九 余は外務大臣に就任する迄英米問題とは余り直接の關係を有しなかつた。余が嘗て局長たりし歐亞局は英國問題を取扱ひ、又其の前身たる歐米局は米國問題をも取扱つたのであるが、當時の日本と英米間の問題は多く支那及滿洲に關する問題であるので此等は總て東亞局に於て主管することとなつて居たからである。然し固より日本の外交に於て此兩國を輕んずることにはあり得ないことであつて、殊に余は此兩國には在勤又は數次の旅行を爲した關係上其國情及國民性に就ては相當の知識を有して居り英米問題に就ても充分の考察を有して居た。一九三三年の余の意見書（辯護文書第一四六號）に於て余が展開した對英米政策は、其後甚だしく變化した事態に適合しないものとなつたが、其の基礎となつて居る主義原則に就ては余は猶確信を有して居た。余が東條内閣に入閣したのは余が嘗て夢想したこともない世界支那と云ふ様なことの爲でもなく又英米を擊滅し乃至は之を東亞より驅逐する爲でもなかつた。余の外相就任の意圖は此等諸國との關係を改善して持續的な平和を招來し、又併決に行齒んで居る支那事變を何とか解決するに在つた。然し一九四一年十月に於ける切迫した緊要な問題は戰爭回避と云ふ同意であつたのである。

四〇 東條内閣の外務大臣に就任する以前には日米交渉の成行きに關し余は事實上何等正確な知識を有しなかつた。蓋し一九四〇年十一月蘇聯邦より歸朝して以來、余は名目上現役の大使の地位に在つたが、實際には外務省の事務には何等關與しなかつたからである。余は野村大使赴任以來、日本と英米との關係を改善安定する目的を以て、日米間に交渉の行はれて居ると云ふ事實は知つて居たし、又外務省の知人から、時々其の機密を聞いたことはあつた。然し問題全体は高度の機密事項即ち「國家なる法律的制裁があつたのである。依つて余は日米關係は漸次惡化しつあつて、之を放置すれば日本を戦争に導く懸念がある」と云ふことは充分に知つて居たが、詳細且具体的に日米交渉の内容を知ることとは出来なかつた。

四一 他方外務大臣就任當時、余は日本の外務大臣が其の主管する外交の分野に於ても、余り有力なものでないことに就て、日本の實情は充分知つて居た。日本に於ける外務大臣の地位は、他の近代諸國に於けるそれと制度上も實際上也も非常に異つてゐたので、余は茲に此點に付若干説明を加へ度い。此點が充分理解されなければ、余の立場を理解することは困難であらう。

四二 外交政策の遂行は、内閣即ち政府部内に於てすら、外務大臣のみが

全責任を負ふものではない。此點は憲法自体から明らかであり、内閣は天皇に對し連帶責任を負ふのである、（此點は證人岡田元厚生大臣記録第一七七五二頁）森山元法制局長官（辯護文書第二九二〇號）等に依り充分解明せられた）而して連帶責任は必然的に連帶處理に至らしめるのである。更に何れの國に於ても近年總理が外交問題を含む一切の問題に就ての權限を擴張し外交問題も自身之を處理する傾向が強化された。他方日本に於ては政府自体が過去十五年以來統帥部に對し加速度的に弱くなつて來て居ることも注意すべき事項である。法廷は既に統帥部が、永い慣習及憲法上の規定に依り享有した統帥權獨立の事實を承知して居る筈である。尙余は特に統帥部が、政府の活動範圍に對し、徐々に侵入して來た事實を強調し度い。即ち統帥部は、國防と直接關係ありとの主張の下に、豫算、財政、産業、教育、外交其の他種々の分野に亘り、實際上其要請を強要することが出來たのである。他方外務大臣は自國の軍事力を知る術なく、外交の分野に於ても軍部の主張を封ずる力はなかつたのである。

四三 殊に滿洲事變以來十年間戰爭の雲團氣の中に在つて、外交は日と共に軍部の壓迫を受け、外務大臣が國策に付其の意見を貫徹することは著しく困難となつたのである。既に法廷も承知する所であるが、以下一二の例證を擧げ度い。滿洲事變當時の外務大臣幣原身雲の證言は、戰爭の

問題が含まれる場合、同外相が最高國策の決定に付如何に無力であつたかを明らかにして居る。尙文部事務發生後軍部方面に於ては、外務省の活動を成る可く制限すべしとの意圖が益々強くなつた。當時與亞院の設置を見たが、之は外務省の所管事項を減少せんとする幾つかの現はれの一つであつた。同院設置に反對して宇垣外務大臣（自身陸軍大將であつたが）は主として之が原因で其職を辞したのである。又太平洋戦争に至る迄の間に國策に重大影響ある決定に付外務大臣が無視された例は澤山ある。一九四一年の春（本法迄）於て余は初めて知つたのであるが、戦争の場合使用さるべき軍票が印刷されたのであるが、國外に於て使用されるべき關係上、外務省に協賛を必要とするに拘らず、外務省には何等の相談もなく実行されたのである。殊に又一九四一年十月十七日第三次近衛内閣辭職の際木戸内大臣は辭職せんとする陸海軍兩大臣を招致して、九月六日御前會議の決定を再検討し和戦と云ふが如き最も重大な問題に關する基本國策に就て陸海軍兩の意見の一致を見る様長請する旨を述べたに拘らず外務大臣には何等の話もなかつたのである。（法廷證一一五四號）

四四 斯る事態の下に於て一九四一年十月十七日余は東條大將より外相として入閣を求められたのである。前記の事態を熟知し且近衛内閣崩壞の原因は東條陸軍大臣に依つて代表された陸軍の強硬態度に在つたと云ふ

ことを承知して居たので、余は外相となつても安心して充分に活動し得べしと考ふることは出来なかつた。依て余は十七日夜十一時三十分同大將の求めに應じて往訪した際、外相就任の諾否を表明するに先立ち前内閣崩壊の原因を承知し度しと述べた。同大將の説明を聞きたる後、余は若し陸軍が支那駐兵問題に付強硬態度をとるならば夫のみにて交渉挫折は明らかであり、交渉の繼續は無意味である。新内閣の方針が斯るものならば余は外相就任を拒絶する他ないと述べ、陸軍が駐兵問題及日米交渉の他の諸問題を再考し相當の譲歩を爲すと云ふに非れば、即ち換言すれば陸軍が合理的基礎の上に於て、交渉を纏めることに眞に協力すると云ふに非れば入閣を肯ずるを得ずと云ふことを明にした。之に對し東條大將は駐兵問題を含め日米交渉の諸問題は再検討せらるべしと説明した。右の保證を得たので余は外相就任を受諾し、翌十月十八日親任式が行はれ東條内閣が成立した。

檢察側よりは屢々東條大將を繞るクリクと云ふことが言はれて居る。余は新るものが存するや否やを知らなかつたし又今も知らないが、茲に余は余と東條大將及其他若干の被告との知り合ひの程度を述べることと適當と認める。余の記憶する限り余が一九四一年十月十七日外相就任方の交渉を受ける以前東條大將と會つたことは二度だけであると思ふ。其の第一回は一九三五年東條が陸軍省臨時調査部長たりし時（東條は之を記

憶せず余も亦時と場所の詳細を覚えて居ない）第二回は一九三七年余の満洲視察旅行の途次新京に於てであつて、新京に於ては他の人々と一語に會つたので二人だけで會つたことではなく、挨拶をしただけであつた。入国以前余は東條の人となりや考へ方を全く知らず東條も亦余に就て知らなかつたと思ふ。余と東條との間には個人的の關係はなかつたから余は個人的理由から外相に選ばれたものではない。余は外務省の幹部として當然の順序で選ばれたものであらうと思ふ（事實は知らないが余は新しく推測する）被告の中の三人（土肥原、橋本、畑）は集めて初めて會つた、又他の三人（木村、武蔵、佐藤）は余の外相就任後に知つた人達である。他の人々は前後して知り會ひてはめるが、職務上の知り會ひと云ふ以上に知つて居ると云ひ得る人々は外務省の廣田及重光であり他の人々に就ては幾時上時々關係があつたわけである。大島に就ては余は初めて伯林で會つた即ち余が大使として赴任した時大島は陸軍武官であつた。

四五外務大臣就任と共に余は拓務大臣を兼攝した。拓務省は日本の海外の領土、植民地並に移民を主管したのである。余は極めて短期間、即ち一九〇一年十月十八日より十二月二日迄拓務大臣であつたが、此の間余は同省の事務は何等見なかつた。余の記憶する限り余が同省に足を入れたのは就任挨拶の時、参内上り外務省に歸る途中立寄つた時、及離任挨拶の時、三度のみであつた。拓務省は同省が一局であつた時代から居た次官に依りよく動いて居たし、又余自身は十月から十一月に亘り日米交渉に忙殺され、拓務省の事務をみる暇は全くなかつた。事實余は同省の事務に就て全く知らなかつた。拓務省に就ては余は百以上述べることはしない。

四六既に述べた如く、外務大臣就任前日米交渉の詳細は、國家機密事項であつた關係上、余は何等承知して居なかつた。例へば、日本の政策に決定的影響を與へた七月二日の御前會議決定に就ては全然知る所なく、又外交を窮地に陥らしめた九月六日の御前會議の決定に就ては漠然たる知識を有するに過ぎなかつた。又第三次近衛内閣を崩壊するに至らしめた十月十四日の閣議の内容も勿論察しなかつた。外務就任と共に從來の交渉経過を關係書類に付、検討することゝ最大要項であつたので、余は就任後直に其檢



討に取懸つた。其際余の検討した文書は、主として華府大使館よりの交渉に關する電報並に外務大臣よりの大使館宛の電報の寫しの他、法廷證據二九一六號鹽田外務大臣意見書等であつた。

四七 余が交渉担当者たる日米兩口政府間の往復文書並に外務省と在米大使館との往復文書を検討して得たる第一の印象は、次の如くであつた。即ち第一に日本の立場は根本的には滿洲專權以來生起した事件の結果生じた現實の事態を考慮して東亞の安定を計らんとするためにあつたのに對し、米側は現實の事態に充分留意せざるものであり、斯る根本的を越え難い意見の下一致の爲に、交渉は殆ど停頓状態にあつたこと。第二に日本は久しく解決に悩んで居る支那專權の解決を計る爲交渉を通じ、相當讓歩をして居るに拘らず日米兩口間の懸隔は四月より十月に至つて、益々大となつて居る事實、即ち米側が六月頃より漸進的に、七月日本の支那備用印進駐以後は急速に交渉に對する熱意を失ひ、其の態度を漸次硬化させて行つたことに由る事態であつた。尙第三に東京に於ては、日米交渉の三重要懸案中の二點、即ち三口同盟問題及支那に於ける通商無差別同盟に就て原則的に米側との了解が出来たものと了解せられて居り、支那總理自身も

野村大使の報告に基き交渉は右の如き事態に在る旨を述べて居たので、  
 預された問題は、支那に於ける駐兵問題唯一つであること認められたこと  
 である。

四八 第二次近衛内閣以來日米交渉は大本營政府連絡會議に於て取扱はれて來

た、既に連絡會議に關する證據は多數提出されたが、然し其の性質を權  
 限に於ては猶充分明にされたことは認められなないので以下聊か説明を加  
 へ度い。連絡會議は憲法上の機關ではなく、第一次近衛内閣當時、夫々  
 獨立に天皇に責任を有する統帥部と、政府との間の連絡を計る必要から  
 設置されたものである。即ち連絡會議は憲法上の機關ではないから、其  
 決定も形式上よりすれば重要性がないのであるが、其決定は當時出席者  
 總理、兩統帥部總長、陸、海、外、農相、企劃院總裁他の關係も必要の場  
 合は出席した一に對し拘束力を有すと認められたから、實際上非常な重  
 要性を持つて居たのである。又百議員の他太平洋戰爭前に於ては統帥部  
 兩次長は常に出席したし會議の三人の幹事（陸海軍兩軍務局長及内閣書  
 記官等）の中二人は軍人であつたことだからしても、連絡會議に於ける  
 軍部の支配力の大きさが分るのである。

更に言へば、斯る會議が設けられたこと自体既に、軍部が政治に容喙し  
 之を支配し指導する力を持つ様になり、爲に統帥部と政府との間の調停  
 が、必要になつたと思ふことの結果に他をらないことを證明するのであ  
 る。而も同務に關する事項に於ても、軍人たる出席者は大きな力を持つ  
 て居たが、專軍事に關しては文官たる出席者は殆ど何等の力も有しなかつたのみならず、作戦に就ては何等知らざれる所がなかつた。同務に  
 關する連絡會議の決定は國上り閣議にかけられることを要し、又場合に  
 依り御前會議の體を経ることを要したのであるが、余の知る限りに於て  
 斯る決定が其の儘の形に於て閣議の承認を得なかつた例は殆どなかつ  
 た。無論右連絡會議の決定事項は關係官廳間に事務的に検討せられた結果  
 が原案となり更に幹事に於て調整を加へたる上提出せられたので各官に  
 關係ある事項は多くの場合當該各省主腦部は之を了知して居たことも其  
 の一因であつたと思ふ。尙第二次近衛内閣時代からの慣習に従ひ内  
 閣の當時に於ても閣議の問題を含む重要口實に就ての討議並に決定を上  
 奏するに當つては専ら總理が之に當り、外務大臣の上奏は外交交渉自体  
 に限られて居た

四九斯して新内閣成立の直後より、連絡會議は殆ど連日開催せられ日米交渉に對する日本の政策に就て全面的の再検討を行つた。當時の事態を理解する爲には、日本の内部の意見を念頭に置く必要がある。米英日三國は同年七月、日本に對し經濟斷交を行ひ、日本壓迫の爲相互間の協力を強化しつつありと認められたので日本側よりすれば此等三國は、兎も角も戦争の可能性大なりとし其勃發を豫見して居るものと認められたのである。而も日本は既に四年（或見方よりすれば一九三一年以來）支那の戦争を續けて居たのである。従つて凡そ外部に現れた輿論の全部は、滿洲事變以來の日本の政策を承認し支持して居たので斯る事態の下に於ては如何なる内閣にせよ米國が要求する如く、滿洲事變以來の事態の變化を全く無視すると思ふ様なことは考へられないことであつて我々の如く侵略的に行き方に對し最も強く反對であつた者でも斯る事態の變化は無視し得ないと思つた。

東條内閣成立の前から強硬論者は、米國との間に事態を解決する見込は全くないものであるから此の上時を失ふことをなく自衛の措置を講ずべしと主張した。

五〇當時の余の立場は、外相就任の時の東條首相との會談に依り明らかである。即ち余は日本の爲のみならず世界の爲にも国力交渉妥結を要せしむべきことを希望した。勿論軍部が日米交渉に就て強硬態度をとりてあらうことは當初より明らかであつたが余は米露兩國の爲に事態を解決し平和を維持する幾分かの余地があるを信じたのである。但し日米交渉に關する基本的問題は近衛内閣以來總て連絡會議に於て決定せられたから外務省は外交政策の遂行に就ても常に連絡會議に於て統帥部との協議を要し其の同意を得た範圍内に限り行動し得る實情であつた。余は外務大臣に就任するや日米交渉促進の見地より外務省内に於て對米英強硬政策を唱導して日本の外交政策を不健全な方向に導かんとし其目的の爲に陸海軍の過激な分子と策謀し又は之に取り入りさへして居る。少數の外務省官吏を離官せしめたことがある。此等一部官吏の行動が行き過ぎた結果省内の大部分を占める穩健分子は爲に其意見を發表するに怯け穩健分子力が弱まるに至つた。斯る現象は一般に健全な外交政策を遂行する支障となるのみならず余は日米交渉の爲にも甚だ明白くない影響を持つものと認められた。依て余は過激分子の除去を決意

し、之を西次官に命じたが、其詳細は既に証言せられた通りである  
（辯護文書二七四一號）右の結果は外務省員の規律は取戻され内輪  
の争ひの爲に妨げられることなく日米交渉の遂行に全力を盡すこと  
が出来ることとなつた

五、既に述べた如く連絡會議は内閣の成立直後より開始せられた。十月二十三日の最初の會議に於て、杉山參謀總長は急速決定の要を強調し、九月六日の御前會議決定は九月中は外交を主とし戦争準備を従とするも十月上旬よりは戦争準備を主とし外交を従とするにあつたと主張した。斯くして余は九月六日の御前會議決定を白紙に還すと云ふことになつて居るにも拘らず統帥部が從來戦争準備を逐次増強し來り、交渉に就ても強硬態度をとることと交渉の遂行に大きな支障を與へると云ふことを發見した。余が外相に就任し連絡會議に出席するに至つた時、余と共に新に連絡會議に出席する様になつたのは嶋田海相、賀屋藏相の二人のみであつた。されば此の連絡會議には一種の心理的優勢と云ふものがあつたことを考へなければならぬ。即ち討議に當つても前からの出席者はより力があつたのみならず従前よりの経緯に捕はれざるを得ず會議に於ける検討の遂行も九月六日の決定事項を基礎とし之に付如何なる程度に変更が加へ得るかと云ふ考へ方であり、従て右決定は容易に動かし得ないものと云ふ感じを持つて居たのであつた。前記第一回の連絡會議に於て參謀次長塚田中將は參謀總長より更に悲觀的且非妥協的であつた。同次長は日米交渉の妥協は全く見込がないし、英米が既に經濟斷交を取てし、日本の包圍を強化して居るのであるから日本は直に之に對し自衛の手段に出づべきであるとして主張した。余は統帥部の斯る態度に強く反對し交渉打開に少しでも方法の有る限り全力を盡すべきであり武力手段に出ることには誤りであると述べた。斯る意見の對立を解決する爲連

絡會議は検討を續け殆ど連日時には早曉に及ぶ迄論議し屢々激論を交へ問題の検討の爲には有らゆる努力が盡されたのである

五二日米交渉に關する重要點は三國向盟問題支那に於ける通商無差別問題及支那に於ける駐兵問題の三であつた。そして野村大使よりの報告に依れば右三點中最初の二點に就ては既に大體了解が成立したとのことであつた。一法廷證第二九〇六號一依て余は連日絡會議に於て未解決の最重要問題と認められた支那に於ける駐兵問題に付、米國と合意に達する爲出來得る限りの讓歩を爲すべく努力を集中した。余は検討を續ける中米國の主張に猶歩み寄ることの必要を認め、此の目的の爲最も有效なる行き方として余の前任者たる豐田外相が交渉成功の可能性ありと爲した條件一法廷證第二九一六號一を交渉の基礎として採用し新提案に付合意に達する様努力すること適當と認め余は豐田外相の案を更に一步進めた案に付連絡會議の同意を得る様努力した。當時日米間の意見の懸隔は大なるものあり、九月六日決定の我方最小限要求の基礎の上に交渉が妥結することには米國側の態度に於て殆ど革命的とも云ひ得へき變化なき限り見込がないと云ふ點に就ては連絡會議一同の一致した見解であつた。然し乍ら連絡會議の多數は支那の特定地域よりの撤兵の原則に就ては反對であり余は之に對して倦まずに戦はなければならなかつた。特に遼東側よりは特定地域に於ける無期限駐兵の必要を強調した。結局余より他國の領土に無期限に駐兵することの不當且不得策なる所以を強く主張した結果漸くにして駐兵に期限を附することに



付各員の同意を得た。但し其期間に就ては又々強硬なる意見が提出せられた。最初余は豊田案と同じく五年を提案した、之に對しては強く反對せられ更に八年、又十年との提案も亦却けられた。會議に於ては五十年乃至九十九年を主張する者もあつた。結局大体二十五年とすることに決定した。尙實際の提案（甲案）は他の總ての提案と同じく「所要期間」としてあるが之は交渉の此の段階に於て駐兵期限でこぢれては交渉全体が挫折すると認められた結果であつて斯て野村大使に對しては説明を求められた場合二十年を「目途とす」る旨を以て應酬する豫訓令せられたのである、但し余は特に總理と話し合ひ若し米國側に於て大体に於て甲案に賛成する場合に細目の修正は更に考慮せらるべき旨の諒解を取付けた。余は從來日本側に於て考慮して居た特定地域中より上海三角地帯及厦門等を除くことに付連絡會議の同意を取付けたのであるが、之とても西海軍に於て一九四〇年の日本と汪政權との條約に於て指定された總ての地點に駐兵する權利を保留すべきである」と云ふ主張があつた爲に其同意を取付ける爲には尠からざる努力を必要としたのであつた。

五三前記と關聯し佛領印度支那の問題があつた。豊田外相の案は、日本が佛印を足場として南方に武力的進出を行ふに非ずやこの米國の疑惑に鑑み佛印に於ける日本軍は増強せずと云ふに在つた。此點に就ては余は戦争回避の重要目的の爲めに協定成立の場合直に南部佛印より撤兵すると云ふ點に付陸軍の同意を取付けたのであるが、此點は豊田外相の案よりも遙かに大なる讓歩である。此點に就ても反對は強硬であつた。此點と支那に於ける駐兵期限の問題に就ては余は此程度の外交上の活動が認められぬに於ては外相を辭するの他なしとの氣勢を示して漸く主張を貫徹し得たのであつた。

五四連絡會議に於て前記の二つの重要な點に就て其の同意を取付けることは容易ならざる努力を必要としたのであつた。蓋し「事態を白紙に還す」とは云ふものの從來の成行きを全く無視することは事實上不可能であり九月六日の決定に依る外交活動に關する制肘は尠くとも之が既成事實となつた範圍に於ては依然存在したと云ふへきであつた。即ち第一には十月中旬迄と云ふ時が経過したと、次に右決定に依り戦争準備が益々進むと共に軍部に於ては日本は負けはせぬと云ふ氣分が出來たので、之が右決定の再検討即ち對米交渉の條件決定に際し非常なる障礙となつたのである。余は交渉案件に就

て陸軍が強硬であらうと云ふことは豫想して居たが、十月下旬に於ける連絡會議の動きから見て海軍の態度が陸軍と殆ど同様に強硬であるのは尠からず驚いた。依て十月三十日余は、海軍の長老にして當時余が海軍方面に大なる勢力を有すると考へて居た元総理岡田大將の下に使を派し、專情を説明すると共に同氏の力に依り海軍の態度を緩和せしむる様努力せられんことを申入れた。

五 五 斯くして余は甲案乙案の基礎の上に交渉を進めるところに付連絡會議の同意を取付け、其後十一月五日の御前會議に於て決定を見たのである。甲乙兩案の原案は米國と平和を維持する爲の對策として余自身が考慮せるものであつたが前述の通りの變更を見た上に兩決定案となつたのであるが之は軍部より取付け得た最大限度の讓歩案であつた。

五 六 連絡會議に於ては日米交渉を繼續すべきや否や、又繼續することせば如何なる基礎の上に之を繼續すべきかと云ふ既述の問題の他に更に重要なる一問題があつた。即ちそれは交渉決裂の場合日本は如何にすべきかと云ふ問題であつた。此の問題は十一月一日から二日の朝に及ぶ徹宵の會議に於て激論を見たのであるが余は嘗日も戦争を回避する爲め全力を傾倒した。余は歐洲に於て第一次世界大戦の慘禍を眼の邊り見更に出るべき戦争は交戦國の國民に更に以上の慘禍を齎すであらうと

云ふことを知つて居た爲戦争回避を必要と考へたのこゝ、一國の發展は  
 寧ろ急激な膨脹とか戦争とかに依るべきでなく漸進的且穩健な方法に  
 依らなければならぬと信じて居たからである。依て余は交渉が成立し  
 ないとしても必ずしも戦争の發生を伴ふべきでなく、臥薪嘗胆以て事  
 態の變化を待つを可なりと主張した。然し乍ら軍部は強く之に反對し、  
 交渉が決裂すれば日本は早晚戦争せざるを得ない。何故かとなれば日  
 本の補給特に石油の補給は輸入に俟たざるを得ないから、經濟封鎖が  
 續けば日本は「ジリギ」に陥る危険は目に見えて居る。而して日本の  
 此等物資の貯蔵が減少した後支那問題其他に於て英米から壓迫を受け  
 れば、日本は戦ふことすら出來ずして之に屈服するの止むなきに至る  
 べしと主張した。之より幾人造石油の生産が出來れば、經濟封鎖の下に於  
 ても日本の需要を充たし得るではないかとの問題が提出せられ、余も  
 之に對し大いに贊成且主張したのであるが、企劃院側よりは日本の鐵  
 及石炭の生産は其爲には不充分であり若し之を人造石油工業に使ふと  
 すれば他の重要産業の大部分を犠牲にせねばならず又設備の關係等よ  
 りして四、五年の後でなくては四百萬屯の生産は困難であるとの意見  
 が提出せられた。斯くして若し一九四二年迄忍びして事態の推移を

俟つ場合には國際狀勢は日本により有利になる可能性あるも貯蔵物資の消耗及作戦上の不利大なるに依り此等事態が猶日本に有利なる中に交渉の成否を明にし交渉不成立の場合には時機を失せず戦争に訴ふべしとの主張が壓倒的であつた。尙此の間を通じ米國は軍備の爲の時を遑ぐ爲に交渉を行つて居るものであるから此の見地よりも遅延は我方に不利であるを認められて居た。

七右の如く連絡會議の大勢は交渉決裂の場合戦争止むを得ずとの見解であり而して戦争の場合陸軍統帥部にては全般的見透に於ても必勝を確信すとのことであつたが海軍統帥部は諸段に於ては成功の確信を有する。一年半又は二年の後のことは、一般國力並に國際狀勢に依るのであるが我方にて南方の戰略要點を占據して不敗の態勢を築へることは可能である又交渉不成立の場合には直に戦争に入るの外なく若し其際鼎戦せざれば戦機を逸するものであるから本日直に交渉不成立に對する措置を定むべきなりと主張した。然し乍ら余は一度米英を戦端を開くに至れば長期戦を覺悟すべきは當然であつて諸戰の成功のみに多くを期待するは大なる誤謬であること、又英米國民の不埒の決意を精神力に就て知る所もあり、假令ごららに責任があるにしろ若し我方にして敗北するが如き場合には我國民に徒に禍を齎すものであること主張し陸海軍兩大臣に對し戦争全局の見透しを質した。

五八、東條陸軍大臣は戦争全般に就ても勝算確實なりと述べた。嶋田海軍大臣は悲観の要なしと言明した。又永野軍令部総長は更に即時決定の必要を力説せる外海軍は激撃作戦にも自信あり米國船隊が中部太平洋より北上し来る時我方は委任統治地域に據り之を撃破し得べしと述べた。

五九、十一月一日には激論夜を徹したが、大多數は甲案乙案に依り交渉するも不成立の場合には日本は開戦を決意すべしとの決定案に賛成した。然し乍ら余は陸海軍及企劃院の説明には充分納得し兼ねるものがあったので、陸海軍統帥部及海軍大臣が即時決定を迫つたが、交渉決裂の場合直に戦争を決意すると云ふ決定に就て即座に同意することを欲しなかつた。依て諾否を表明するに先立ち一夜の熟考を必要とし、之を欲れが、猶豫を求めた。賀屋藏相も余と共に猶豫を求めた。

六〇、同夜全般的事態を熟慮した。戦争の見透しに關する軍當局の保證は信用し難き感があつたが、余の手許には日本の有する軍隊の状況（此等は何れも軍機に屬した）は勿論其他國力を判定すべき正確なる資料を有しないのであるから右軍部の意見を反駁することも出來ない状態にあつた。他方國際状況よりする議論は既に出し盡された。即ち余は米英の強大な生産力及精神力を指摘し、獨逸よりの援助をさして期待し得ないことも指摘した。即ち戦争の見透しに對する軍部の見解に就ては之以上反駁し否認する立場にはないので之を信用するより仕方が

なるとの結論に達した。只其際殘された唯一の點は余が辭職すること  
に依り事態を變化させることが出来るや否やと云ふことであつたが、  
此點に付余は十一月二日早朝外務省の先覺にして從來屢々重要問題に  
就て助言を得て居た元首相廣田氏を訪ね、之に一般狀勢を述ぶると共  
に、日米問題は余の入閣當時豫想した所より遙かに惡化して居り、外  
交の成功の爲の余の努力にも拘らず、戦争の危険大なるものがあるが  
余の辭職に依り事態の變化を暫し得るや否やに付同氏の意見を求めた。  
廣田氏は余の意見に對し、若し余が辭職すれば、直に戦争を支持する  
人が外務大臣に任命されることにならうから、余は職に止つて平和維  
持の爲全力を盡すべきであると述べた。他方余の命を受けて賀屋大藏  
大臣の決意を尋ねに行つた西次官は同大臣が連絡會議の多數者の決定  
案に同意することを既に總理に傳へた由を報告した。斯る事態の下に  
於ては余は賛成するより他に道はないと認めた。依て余は午前十二時  
頃總理を訪問し前記決定に同意する旨を述べた。同時に余は總理に對  
し二三申入れを爲し其同意を取付けたが、其の一は米側が甲案又は乙  
案に乗氣になつて來た場合には交渉を成功に導く爲、我方の讓歩に就  
て更に考慮を加へることが可能なる様總理も余を支持すると云ふこと  
であつた。總理は又連絡會議に於て余の主唱に依り交渉成功の場合に  
は作戦行動は直に停止せられ原狀に回復せらるべしと云ふ統帥部から  
取付けた約束をも確認した。尙余は甲案乙案の基礎の上に交渉を行ふも

之が不成功に終る場合には余は辭職を考慮することあるべしと豫告した。其後甲案乙案は閣議に報告せられ余は連絡會議に於ける其の決定の経緯に付説明した。右決意は閣議の承認を得た。又十一月五日の御前會議の決定を経た。

六一、十一月五日御前會議の決定を見た甲案乙案は既に證據として提出されて居る（法廷證第一二四六及一二四五且號）余は米國が日本の立場を理解し互讓の精神を示すに於ては甲案に依り交渉妥結に導くことは可能であらうと考へた。然し乍ら當時既に懸案を一舉に解決することとは非常にむづかしく、若し米國側が其要求を固執すれば不可能であると認められた。されば事態解決の爲には、差當り解決を要する最大緊急の諸事項を協定し、以て危局を救ふべしとの目的を以て、余は乙案を作つたのである。即ち乙案は七月以前の事態に戻して事態の緊迫を緩和し、以て切迫せる戦争の危険を除去せんとする目的を有せるものであつた。

六二、新提案は十一月七日以來華盛頓に於て、米國側との間に交渉せられた。右交渉の經過に就ては、山本證人が既に充分證言して居るから（法廷證二九一五）余は茲に之を繰返す必要を認めない。一方連絡會議の検討は引續き行はれた。若し新提案に依り交渉の難局が打開されれば寔に結構であつたが、米國側の從來の態度から見て、交渉決裂の場合の措置に付検討を抛棄して差支をいと云ふ程の見込は立たなかつ



た。されば連絡會議では交渉の遂行のみならず交渉不成立の場合の措置も取扱はれたのである。

六三、丁度此の頃余は交渉の事態が關係者の考へて居た所と相違して居ることを發見したのであつた。余は茲に華盛頓大使館よりの報告が三國同盟及支那に於ける通商無差別待遇問題が既に大体解決せられたと傳へて居たことを述べた。然し乍ら余は書類を検討すればする程之に疑念を深め、野村大使に照會を發した處大使よりは發の報告の不正確なりしことを報告して來た。斯くて交渉妥結は更に困難を思はしめたが、余は猶甲案乙案は公正且妥當であると確信したし又米國がそれを認めることを希望した。尙余は來栖大使を米國に派遣し、野村大使を援助せしめたが、來栖大使派遣の理由は此の危局に當り經驗ある専門の外交官を華盛頓に送り野村大使の交渉振を援助する爲であつた。之より以前野村大使は余の外相就任前斯る目的の爲に來栖大使の派遣を求めて來たことがあり、法廷證第二九二一號(來栖大使は日米關係維持の重要性に就ては意見を同うするものであつたから斯る目的の爲に余が同大使を選んだことは不思議ではない。斯くて十一月三日余は同大使に使命の承諾を求め之を得た。余は同大使に事態を説明し日米關係を急速に解決することの緊要性並に交渉不成立の場合戦争不可避なる旨を説明し右の狀態を野村大使に傳へると共に兩者協力し交渉の成立に全力を擧ぐべきことを求め同大使は之を諾した。

六四、我々は再び交渉期限の問題に迫進した。十一月の初め統帥部側は運給會議に於て作戰上の考慮より交渉の成否に付同月中に之を確める必要ある旨を述べた。即ち統帥部側は戦争不可避なる場合は十二月初旬戦争開始の前提の下に作戰準備を行ふ必要ありとした。余は交渉に期限を附することとは外交活動を著しく阻害し延いては交渉の成功を妨げることになるとの理由を以て之に反対したが作戰上の必要を理由に余の主張は容れられなかつた。此の期限を附したことは交渉を一段と困難にしたのである。又華盛頓大使館に對し所謂テツド・ラインを示した訓令が送られたのも勿論此の爲であつた。戦争準備は九月六日の決定以來勿論進められて居たわけであるが準備の内容及程度は軍の極秘事項として運給會議にも何等知らされることとはなかつた。運給會議に出席した又官關係は作戰準備に就ては一切知らされることなく例へば日本の艦隊が單冠灣に集結し之を出港したこと、南方軍總司令部が設置せられ寺内大將が其の總司令官に任命せられたこと等は全く知らなかつた。余は日本の艦隊の單冠灣に於ける行動に就ては終戦後新聞に依り初めて知つた次第である。又軍の第一次の作戰目標が眞珠灣であつたと云ふことに就ては其の攻撃前には余は運給會議其の他如何なる場所又は方面よりも全然聞いたこととはなかつた。余自身は十一月初め運給會議に於て統帥部側から比律賓及馬來の占領に何の位時日を要するかと云ふ様なことが言はれ、又海軍統帥部は米國艦隊が日本に近づいた時之を撃滅する自信あ

りと云ふ意味のことを述べたことがあつたので若し戦争になれば第一次の作戰目標は比律賓又は馬來あたりであらうと想像して居た。余は日本海軍が眞珠灣の米國艦隊を攻撃しやうなどとは全く思ひ設けなかつた。海軍統帥部は戦争の見透しを述べる場合には常に米國艦隊をおびき出し「委任統治領附近に於て」之を撃滅すると云つて居た。例へば十一月十三日運給會議決定（法廷證第九一九號）の如きである。

六五 甲案に對し米國側は我方の豫期に反し興味を示さなかつた。依て余は運給會議の同意を得たる後十一月二十日乙案を提出せしめた。本案は當初幾分か有望と認められ十一月二十五日の米國新聞が暫定協定が成立するかもしれないと報せざる時我々は乙案を基礎とせるものに相違ないと思つた。斯る推定の下に我々は交渉成立の場合に要求すべき石油量を大使館に訓令したが此の石油量は參謀本部が初め提案した量よりも余の主張に依り更に減少せられ過去數年間の日本の平均輸入量に略々等しきものであつた。（法廷證第二九四四及三四四五號）

六六 華盛頓に於ては十一月二十六日ハル國務長官が十項に亘る案を野村來柄兩大使に手交した。右提案の要領を報ずる電報は十一月二十七日に届いた。尙此の電報と殆ど同時に兩大使よりルースヴェルト大統領と天皇陛下との間に親電を交換し空氣を一新したる上、日本政府より佛印、泰及蘭印の中立化を提案し、以て日米關係を打開すべ

五八、東條陸軍大臣は戦争全般に就ても勝算確實なりと述べた。嶋田海軍大臣は悲觀の要なしと言明した。又永野軍令部總長は更に即時決定の必要を力説せる外海軍は激撃作戦にも自信あり米國船隊が中部太平洋より北上し來る時我方は委任統治地域に據り之を擊破し得べしと述べた。

五九、十一月一日には激論夜を徹したが、大多數は甲案乙案に依り交渉するも不成立の場合には日本は開戦を決意すべしとの決定案に賛成した。然し乍ら余は陸海軍及企劃院の説明には充分納得し兼ねるものがあつたので、陸海軍統帥部及海軍大臣が即時決定を迫つたが、交渉決裂の場合直に戦争を決意すると云ふ決定に就て即座に同意することを欲しなかつた。依て諾否を表明するに先立ち一夜の熟考を必要とし、之れが、猶豫を求めた。賀屋藏相も余と共に猶豫を求めた。

六〇、同夜全般的事態を熟慮した。戦争の見透しに關する軍當局の保証は信用し難き感があつたが、余の手許には日本の有する軍隊の状況（此等は何れも軍機に屬した）は勿論其他國力を判定すべき正確なる資料を有しないのであるから右軍部の意見を反駁することも出來ない状態にあつた。他方國際状況よりする議論は既に出し盡された。即ち余は米英の強大な生産力及精神力を指摘し、獨逸よりの援助をさして期待し得ないことも指摘した。即ち戦争の見透しに對する軍部の見解に就ては之以上反駁し否認する立場にはないので之を信用するより仕方が

ないとの結論に達した。只實際殘された唯一の點は余が辭職すること  
に依り事態を變化させることが出来るや否やと云ふことであつたが、  
此點に付余は十一月二日早朝外務省の先輩にして從來屢々重要問題に  
就て助言を得て居た元首相廣田氏を訪ね、之に一般狀勢を述べると共  
に、日米問題は余の入閣當時豫想した所より遙かに惡化して居り、外  
交の成功の爲の余の努力にも拘らず、戦争の危険大なるものがあるが  
余の辭職に依り事態の變化を齎し得るや否やに付同氏の意見を求めた。  
廣田氏は余の意見に對し、若し余が辭職すれば、直に戦争を支持する  
人が外務大臣に任命されることにならうから、余は職に止つて平和維  
持の爲全力を盡すべきであると述べた。他方余の命を受けて賀屋大藏  
大臣の決意を尋ねに行つた西次官は同大臣が連絡會議の多數者の決定  
案に同意することを既に總理に傳へた由を報告した。斯る事態の下に  
於ては余は賛成するより他に道はないと認めた。依て余は午前十二時  
頃總理を訪問し前記決定に同意する旨を述べた。同時に余は總理に對  
し二三申入れを爲し其同意を取付けたが、其の一は米側が甲案又は乙  
案に乗氣になつて來た場合には交渉を成功に導く爲、我方の讓歩に就  
て更に考慮を加へることが可能なる様總理も余を支持すると云ふこと  
であつた。總理は又連絡會議に於て余の主唱に依り交渉成功の場合に  
は作戦行動は直に停止せられ原狀に回復せらるべしと云ふ統帥部から  
取付けた約束をも確認した。尙余は甲案乙案の基礎の上に交渉を行ふも

之が不成功に終る場合には余は辭職を考慮することあるべしと豫告した。其後甲案乙案は閣議に報告せられ余は連絡會議に於ける其の決定の經緯に付説明した。右決意は閣議の承認を得た。又十一月五日の御前會議の決定を経た。

六一、十一月五日御前會議の決定を見た甲案乙案は既に證據として提出されて居る（法廷證第一二四六及一二四五且號）余は米國が日本の立場を理解し互讓の精神を示すに於ては甲案に依り交渉妥結に導くことは可能であらうと考へた。然し乍ら當時既に懸案を一舉に解決することとは非常にむつかしく、若し米國側が其要求を固執すれば不可能であると認められた。されば事態解決の爲には、差當り解決を要する最大緊急の諸事項を協定し、以て危局を救ふべしとの目的を以て、余は乙案を作つたのである。即ち乙案は七月以前の事態に戻して事態の緊迫を緩和し、以て切迫せる戦争の危険を除去せんとする目的を有せるものであつた。

六二、新提案は十一月七日以來華盛頓に於て、米國側との間に交渉せられた。右交渉の經過に就ては、山本證人が既に充分證言して居るから（法廷證二九一五）余は茲に之を繰返す必要を認めない。一方連絡會議の検討は引續き行はれた。若し新提案に依り交渉の難局が打開されれば寔に結構であつたが、米國側の從來の態度から見て、交渉決裂の場合の措置に付検討を抛棄して差支をいと云ふ程の見込は立たなかつ

## 六

た。されば連絡會議では交渉の遂行のみならず交渉不成立の場合の措置も取扱はれたのである。

六三、丁度此の頃余は交渉の事態が關係者の考へて居た所と相違して居ることを發見したのであつた。余は茲に華盛頓大使館よりの報告が三國同盟及支那に於ける通商無差別待遇問題が既に大体解決せられたと傳へて居たことを述べた。然し乍ら余は書類を検討すればする程之に疑念を深め、野村大使に照會を發した處大使よりは茲の報告の不正確なりしことを報告して來た。斯くて交渉妥結は更に困難を思はしめたが、余は猶甲案乙案は公正且妥當であると確信したし又米國がそれを認め、余は猶甲案乙案は公正且妥當であると確信したし又米國がそれを援助せしめたが、來栖大使派遣の理由は此の危局に當り經驗ある専門の外交官を華盛頓に送り野村大使の交渉振を援助する爲であつた。之より以前野村大使は余の外相就任前斯る目的の爲に來栖大使の派遣を求めて來たことあり、法廷證第二九二一號一來栖大使は日米關係維持の重要性に就ては意見を同うするものであつたから斯る目的の爲に余が同大使を選んだことは不思議ではない。斯くて十一月三日余は同大使に使命の承諾を求め之を得た。余は同大使に事態を説明し日米關係を急速に解決することの緊要性並に交渉不成立の場合戦争不可避なる旨を説明し右の狀勢を野村大使に傳へると共に兩者協力し交渉の成立に全力を擧ぐべきことを求め同大使は之を諾した。

た。されば連絡會議では交渉の遂行のみならず交渉不成立の場合の措置も取扱はれたのである。

六三、丁度此の頃余は交渉の事態が關係者の考へて居た所と相違して居ることを發見したのであつた。余は茲に華盛頓大使館よりの報告が三國同盟及支那に於ける通商無差別待遇問題が既に大体解決せられたと傳へて居たことを述べた。然し乍ら余は書類を検討すればする程之に疑念を深め、野村大使に照會を發した處大使よりは茲の報告の不正確なりしことを報告して來た。斯くて交渉妥結は更に困難を思はしめたが、余は猶甲案乙案は公正且妥當であると確信したし又米國がそれを認め、余は猶甲案乙案は公正且妥當であると確信したし又米國がそれを援助せしめたが、來栖大使派遣の理由は此の危局に當り經驗ある専門の外交官を華盛頓に送り野村大使の交渉根を援助する爲であつた。之より以前野村大使は余の外相就任前斯る目的の爲に來栖大使の派遣を求めて來たことがあり、法廷證第二九二一號(來栖大使は日米關係維持の重要性に就ては意見を同うするものであつたから斯る目的の爲に余が同大使を選んだことは不思議ではない。斯くて十一月三日余は同大使に使命の承諾を求め之を得た。余は同大使に事態を説明し日米關係を急速に解決することの緊要性並に交渉不成立の場合戦争不可避なる旨を説明し右の狀勢を野村大使に傳へると共に兩者協力し交渉の成立に全力を擧ぐべきことを求め同大使は之を諾した。



六四、我々は再び交渉期限の問題に遑遑した。十一月の初め統帥部側は運給會議に於て作戰上の考慮より交渉の成否に付同月中に之を確める必要ある旨を述べた。即ち統帥部側は戦争不可避なる場合は十二月初旬戦争開始の前提の下に作戰準備を行ふ必要ありとした。余は交渉に期限を附することとは外交活動を著しく阻害し延いては交渉の成功を妨げることになるとの理由を以て之に反対したが作戰上の必要を理由に余の主張は容れられなかつた。此の期限を附したことは交渉を一段と困難にしたのである。又華盛頓大使館に對し所託テツド。ラインを示した訓令が送られたのも勿論此の爲であつた。戦争準備は九月六日の決定以來勿論進められて居たわけであるが、準備の内容及程度は軍の極秘事項として運給會議にも何等知らされることとはなかつた。運給會議に出席した又官閣僚は作戰準備に就ては一切知らされることなく、例へば日本の艦隊が單冠灣に集結し之を出港したこと、南方軍總司令部が設置せられ寺内大將が其の總司令官に任命せられたこと等は全く知らなかつた。余は日本の艦隊の單冠灣に於ける行動に就ては終戦後新聞に依り初めて知つた次第である。又軍の第一次の作戰目標が眞珠灣であつたと云ふことに就ては其の攻撃前には余は運給會議其他如何なる場所又は方面よりも全然聞いたこととはなかつた。余自身は十一月初め運給會議に於て統帥部側から比律賓及馬來の占領に何の位時日を要するかと云ふ様なことが言はれ、又海軍統帥部は米國艦隊が日本に近づいた時之を撃滅する自信あり

りと云ふ意味のことを述べたことがあつたので若し戦争になれば第一次の作戦目標は比律賓又は馬來あたりであらうと想像して居た。余は日本海軍が眞珠灣の米國艦隊を攻撃しやうなどとは全く思ひ掛けなかつた。海軍統帥部は戦争の見透しを述べる場合には常に米國艦隊をおびき出し「委任統治領附近に於て」之を撃滅すると云つて居た。例へば十一月十三日運給會議決定（法廷證第九一九號）の如きである。

六五 甲案に對し米國側は我方の豫期に反し興味を示さなかつた。依て余は運給會議の同意を得たる後十一月二十日乙案を提出せしめた。本案は當初幾分か有望と認められ十一月二十五日の米國新聞が暫定協定が成立するかもしれないと報せしむる時我々は乙案を基礎とせるものに相違ないと思つた。斯る推定の下に我々は交渉成立の場合に要求すべき石油量を大使館に訓令したが此の石油量は參謀本部が初め提案した量よりも余の主張に依り更に減少せられ過去數年間の日本の平均輸入量に略々等しきものであつた。（法廷證第二九四四及三四四五號）

六六 華盛頓に於ては十一月二十六日ハル國務長官が十項に亘る案を野村來柄兩大使に手交した。右提案の要領を報する電報は十一月二十七日に届いた。尙此の電報と殆ど同時に兩大使よりルースヴェルト大統領と天皇陛下との間に親電を交換し空氣を一新したる上、日本政府より佛印、泰及蘭印の中立化を提案し、以て日米關係を打開すべ

しとの意見を具申せる電報が接見した。特に後者の電報に就ては木戸内大臣とも協議することを要請して居た。兩大使の具申せる三地域の中立化は當然其の結果としての撤兵をも包含して居り複雑且困難な問題である。余が兩部佛印からの撤兵に就て參謀本部の同意を取付けたのは連絡會議に於て辭職を請して激論を闘はしての上のこととてあつたので、當時の事態に於ては米英側にて日支和平、資産凍結等關聯せる諸問題の解決に關する何等の保證なくして佛印全体より撤兵することに本部を承諾せしむることは全く不可能と認め、他はなかつた。然るに兩大使の意見具申は單に佛印、蘭印、泰の中立化を計るのみで日本として不可缺と認められた資産凍結解除の如きことにすら何等觸るることなく、又佛印駐兵の根本目的であつた日支和平に對し米國が其の仲介をすると云ふ點に就ても一言も述べて居なかつた。殊に二十六日のハル・ノート接受後に於ては兩大使も右意見の實現に望みを囑して居なかつたことは明瞭であつた。右はハル・ノート接受後直に發せる兩大使の電報には交渉成立の見込なきこと従て日本が自由行動に出づる場合の措置方に關する事項が掲載されて居たことよりしても明らかである（法廷證第二九四九號）

六七 二十七日連絡會議が開かれハル・ノートを論議したが之に對する我々全部の感じは一様であつたと思ふ。米國は交渉に於ける今迄の経緯及び一致點の範圍を總べて無視し、從來執つた最も強硬な態度をさへ遙かに超える要求を含み、そして我々が最後通牒と認められたもの

六八

を我々に交付したのである。我々は米國は明らかにかに平和的解決の爲の合意に達する望みも意思も持つて居ないと感じた。蓋し此の文書は平和の代償として日本が米國の立場に全面的に降伏する事を要求するものである事は我々に明らかであり、米國側にも明らかであつたに違ひ無いからである。日本は今や長年の犠牲の結果を總べて抛棄するのみならず、極東に於ける大國の一つたる國際的地位をも棄てる事を求められたのである。我々は此の地位を抛棄する事は全く國家的自殺に等しいと考へたのである。此の挑戦に對抗し我々自らを護る唯一の残された途は戰爭であつた。

六八、翌二十八日午前十時開會の閣議の十五分前、余は首相官邸に東條首相を在訪し、本件に付協議し、嶋田海相も隣室より現れて之に加はつた。我々は兩大使よりの具申案及既に其の全文も接見して居たハル。ノートに就て協議した。日米交渉に關する重要電報は外務省より陸海軍省及兩軍務局を通じ兩統帥部に自動的に送られることになつて居たから一法廷證第二九一五號一總理及海相も勿論兩大使具申案及ハル。ノートに就て承知して居た筈であつたが、余は此等の内容に付説明した。總理及海相共に右具申案に就ては斯る提案を以て時局を收拾するのには到底不可能であるとの意見であつた。閣議の途中午前十一時半余は參内したが、拜謁に先立ち木戸内大臣と會見しハル。ノートに就て説示した後、兩大使具申案に付協議した。一具申案に就ては内大臣と相談することが兩大使の希望なる旨も傳へた。一内大臣はハル。

ノトに付大いに失望の意を示したが、兩大使の意見に就ては之では仕方がない、斯る提案で纏めやうとするならば内亂になるだらうと言つた。余は内大臣に對し野村大使に其の意向を傳へる旨を述べた。斯の如く政府首脳部にも實現に自信がなく陛下の常侍補弼の任に在る内大臣も賛成せず、從て孰れの方面も責任をとり得ない様な提案であつたから、兩大使具甲案は陛下には上奏されなかつた。野村大使には其の要諦通りの方面とも相談したが具甲案は此際適當に非すと認められたる旨電報した（法廷證一一九三號）。

野村大使から從來交渉に沈黙を守つて居た國務省が其經緯を公表し米國各紙も和戰の決は日本の手中にありと述べて居る旨を報告し來つたのも此の時である（法廷證第二七五〇號）。此の報告を見ても我々は米國は戦争を豫期して居るものと認めたのである。

六九、余は茲に於て再び辭職を考へた、余は當初より余の辭職に依り日米關係の解決を促進し得るに於ては何時たりとも辭職しやうと考へて居た。然し乍ら事態は變て述べる理由に依り余は茲に十一月初辭職を考慮した時とは根本的に變つて居り外務大臣の辭職に依り事態の變化を來す可能性は殆ど認められなかつた。然し余は此の問題に付て外務省の先輩であり日米交渉の成功には大なる關心を有した佐藤元外相其の他に對し余の辭職に依り内閣を更迭して事態を變化せしめ以て戰爭を回避し得るや否やに付意見を求めたが、皆一様に余の辭職に依り事態を變化せしめる事不可能なりとして余の辭職に反對した。余が其の時辭職は役に立たぬと考へた理由は次の如くである。即ち前の場合には軍部より日米妥協の爲我方の讓歩を取付けると云ふことが問題であつたから、余の辭職に依り内閣を更迭せしめ統帥部に對しより強く出得る内閣を作ることが出来たかも知れない。然し今や日本が如何に讓歩しても米國と協定に達することは出来ぬと認められたのである。余は過去に於てはいさ知らず今や全く妥協の意思なく日本にとつては國家の自衛の問題である事は明白であつて、外交交渉に依る解決の先達には全く失はれ唯米國側の反省のみ僅かに望みを繋ぐ次第であつた。余は辭職するとしてもそれは全く事態の解決に役立つ處なく、いたづらに余の責任を逃避する事になるのみであつた。かくて余は敢て職に止まつて最後の瞬間迄戰爭回避に

努力し不幸戦争となつた場合には日本及世界の爲、戦争の早期終結の爲全力を盡すこととすべく決心したのである。

七〇、既に述べた如く余のみならず關係者全体の氣持は十一月二十六日のハル、ノート接到後は、米側が此の新しい強硬態度に反省することゝなれば事態解決の望みは全くないと云ふ事であつた。余は夙に交渉破局に至るとも必ずしも戦争となるべきでないと考え居た。然し乍ら、此の主張は通らず余は決定に服したのであつた。處が、問題は今や一轉して日本の存在自体が危殆に瀕し、自衛手段に訴ふるの外なしと認められる状況になつたので、余は戦争開始に同意せざるを得なかつた。最早戦争の見透の問題ではなく米側が反省せざる限り他に道はなかつたのである。十一月二十七日の連絡會議に於ては全員開戦に賛成し、之を御前會議に於て決定することとなつた。

七一、右連絡會議の決定は翌日の閣議の承認を得たる上、十二月一日の御前會議に於て決定せられた。關係者一様に日本は自衛手段に訴ふるの外なしと認めたのであつた。十一月二十九日、重臣の會合があつた。本會合に付ては既に證據は出て居る。本會合は午前には政府側との會合であり午後は陛下の御召があつた。午前中總理其の他關係より説明が行はれた。總理よりは戦争に訴へざるを得ざる理由に付説明あり、余より日米交渉の経緯に付詳細之を説明した。若槻、廣田兩重臣より交渉に就て若干質問されたが、之に對しては岡田証人が證言した如く余

より詳細説明した。(法廷證三二二九號)出席者は誰も米國の提案を受諾すべしと爲す者はなかつた。陛下の御前に於ける午後の會合に於て近衛公は特に交渉に就ては充分説明を聞き政府の努力を多とするものであると述べ、最近の米國の提案に鑑みるも交渉が絶望であると云ふ事はその通りであると思ふが、何等か隱忍自重して戦争を避ける道はないものであらうかと述べた。總理は之に對し其の點は我々に於て繰返し検討をしたが、戦争より外に道なしとの結論であると答へた。

七十二、十二月一日御前會議に於て開戦の決定が爲された。此の御前會議には全閣僚、陸海軍兩統帥部總長、兩次長、内閣書記官長、陸海軍兩軍務局長、及び樞密院議長が出席した。再び總理より戦争の止むを得ざるに至つた事情の説明があり(法廷證第二九五四號)、余より交渉の経過並に十一月二十六日覺書以後交渉繼續不可能となりたる事情を説明した(法廷證第二九五五號)。尙他の大臣並に統帥部よりも説明があつた後全員原案に賛成した。

七三、斯くして開戦の決定は爲されたが、猶極めて僅かながら事態解決の望があつた。即日本としては最早何も新に提示するものはなかつたが我方が固い決意を示し米國の要求に届する意思なきことを示すことにより米國側の新を強硬態度が、如何に交渉を決定的に挫折せしめたかを米國側に於て覺る場合には、若し米國側が双方にとり「名譽ある平和」を爲さんとする時は自ら反省するであらうと云ふ可能性は存した



のである。されば余は右の理由より兩大使に對し米側の反省を求むる  
 べき旨訓令し又連絡會議にも其の様に報告した。十二月一日  
 の決定に先立ち余は野村大使に對し交渉を打切ることなき訓令した  
 が、交渉打切は憂へられて居る戦争をたゞ確實にするのみであつた。  
 余が交渉繼續の爲の唯一の方法をとつた事を以て余は詐欺と不信の責  
 を問はれ作戰準備の爲時を稼ぐ目的を以て外交交渉の見せかけを作つ  
 たと云はれて居る。余は既に日本側に於ては如何なる時にも時を稼ぐ  
 と云ふ問題はなかつたと云ふ事を明らかにしやうと努めた。余は統帥  
 部に依る輕率なる行動を防ぐ爲に結えず努力したのであり、又余のみな  
 らず余の前任者達も軍事行動を延し交渉を繼續する爲の努力を絶えず  
 したのであつた。開戦の決意の爲された後と雖も平和的解決の爲め最  
 後の希望も之を捨てずに努力したければ余の職務に忠實なる所以では  
 ない。されば既に証言された如く（法廷證第八〇九及二九一五號）万  
 一交渉成立の場合には是の作戰計畫は直に停止せらるべきことにな  
 つて居るのである。

七四此の間米國側の反省を得ず戦争に入らざるを得ざる場合如何にして  
戦闘開始を通告すべきかと云ふ重要なる手續の問題が殘されて居た  
此の手續問題は十二月一日の御前會議後初めての連絡會議に於て取  
上げられた。右連絡會議に於ては宣戰詔勅等の件が討議せられたが  
余は戦闘開始の時期に付質問した處、杉山大將より次の日曜日頃と  
の答へがあつた。そこで余より戦闘開始の通告に關しては通常の手  
續に依ることが適當であると述べた。余は之を當然、さうされると  
思つて居たのであるが、永野軍令部總長より戦争は奇襲でやるのだ  
との發言があり、次で伊藤軍令部次長は開戦の効果を最大ならしむ  
る爲、交渉を戦闘開始迄打切らないで置いて欲しいと申出た。余は  
此の申出を拒絶し斯る遣方は通常の手續に反し甚だ不當なるのみな  
らず、今戦争に入るとするも不日必ず其終結する時が来るわけであ  
り開戦に當り無責任なる措置を執り置くは我國の名譽と威信にかゝ  
り甚だ不得策であると述べた。更に余は之より先、野村大使より此  
問題に關れ日本が自由行動を執るに先立ち華盛頓に於て交渉打切の  
通告を爲す必要ある旨を具申せるもの一法廷證第二九四九號を引  
用し、余の意見の當然且、正常なる點を指摘し通告は國際信義上絶  
對に必要なりと主張した。然し乍ら永野總長は戦争をする以上は是  
非勝たねばならぬと強く主張し誰も余の説に賛成する者はなかつた

七五

余の賛成者がなかつたと云ふ事實は、今日此の論争を憶えて居る者が  
 ないといふ事實の最もよい説明になるであらう。余は海軍の態度  
 を遺憾とし、當日の會議は以上を以て散會することとし、當日は何  
 等の決定をみなかつた。散會の際余が席を起たんとするや伊藤次長  
 は余の席に來り、海軍の苦衷を訴へ若し交渉打切りの通告がどうし  
 ても必要ならば華盛頓に於てとなく東京に於て米國大使に對し之を  
 爲す様にしたいと申出た。余は之を拒絶し其の儘別れた。以上の經  
 緯に於て余は海軍が攻撃開始に先立ち、何處かに於て交渉打切の通  
 告を爲すことに同意せざるを得ないことを伊藤次長が認めたと感じ  
 た。

其の次の連絡會議の傍頭、伊藤次長は華盛頓に於て交渉打切りの通  
 告を爲すことに海軍は反對なき旨言明し通告が華府時間十二月七日  
 午後十二時半に爲されるべきことを要求した。之に對し反對する者  
 はなかつたが、余が右通告は攻撃開始に先立ち充分の時間の余裕あ  
 りやを尋ねたる處、伊藤次長は然る旨を答へた。後に「充分な時間」  
 の意味に就て説明を加へるであらう。かくして連絡會議にては右  
 の通り決定せられた。余は烈しく戦つた後海軍側の要求を喰止める  
 ことに成功したと思つた。それは海軍側の要求を國際法の要求する  
 究極的の限界に喰止めたのであつた。戦争終結後乃至より正確に云

へば本裁判の開始以來、海軍は米國に對し「奇襲」を加へやうなど  
と考へたことは全くないと云ふ立場をとつて居る。此の點に關する  
余の證言は太平洋戦争に至る諸事件の他の若干の諸點に關する證言  
と共に他の被告の證言と喰違つて居ることは明らかである。其の間  
の矛盾は固より法廷の判定する所であるが、余は余の生涯を通じ正  
義と信ずる所に戰つて來た。今其の最後に當り余は能力と記憶の許  
す限り余の知る全眞實を陳述せんことを決心して居る。又余は余の  
責任を些かも回避せんとするものに非ると同時に他の人々が其の責  
任を余に押附けんとしても之に服さうとするものではない。

七六、茲に余は戦闘開始に就ての國際法上の問題に就て余の了解して居た所を述べるのを適當と認める。余は固より國際法學者ではないが勿論外交官として此の問題に就ては若干研究した。一九四一年十二月余は此の問題を以下の如く了解した。既に述べた如く英米に對する戦争決定に關與した總ての人と同じく余も亦此の戦争は自衛の戦争であると思つた。特に日米交渉に於て米國が爲した自衛權の解釋から云へば明らかかに自衛の戦争であつた。而して余は自衛戦争に於ては宣戰の通告を要しないと云ふ意見の存することを知つて居た。例へば一九〇七年の海牙會議に於て海牙第三條約を檢討した際、米國代表ポーター將軍は特に米國は大統領に何時如何なる場所に於ても自衛の權利を行使せしむるものなりと述べ、米國は斯る場合同條約の適用なきものと爲すものと認められた。即ち一九一六年墨西哥に遠征軍を派した時は議會の宣戰なしに行はれたが之を以て自衛行動なりと説明された如きである。尙又國務長官ケロツクは不戰條約の締結國全体に對する覺悟に於て自衛權は條約の規定に優先するものなる旨を明にした。然し實際協定に於て一國際間の實踐に於ては無視されてはゐるが一通告を爲すことが正常の手續であると規定して居るので、通告の手續をとる事が實際には不必要であることが明瞭であるにしても國際道徳遵守の點に於て日本の信用に疑を殘すよりは、斯る手續を踏む方がよいと考へた。

七七、我方が米國に對し爲さんとし又實際に爲した通告は字句に於ては

宣戦ではなかつた。余は交渉打切りの通告を以て充分なりと認め、以下の理由により當時の事態に於ては國際法に合致せるものと認められた。即ち十一月二十六日のハル・ノートは疑問の余地なき米國側の最後の通牒であつて、日本に對し屈辱的降伏か或は戰爭かの選擇を求めたものであつた。此の米國の最後通牒を拒否した日本側の回答は戰鬥行為の通告として充分であり實質上宣戦と認められたのである。我方の對米通牒を検討し且承認する際、余は之を以て如何なる點よりするも宣戦と等しきものと認められた。「太平洋の平和を維持確立せんとする帝國政府の希望は遂に失はれたり」と云ふ字句は明らかに平和の終熄即ち戰爭を意味すると思つた。余は例へば「兩國間の戰爭状態が存在す」とか、又岡提督が提案せりと證言して居る「自由行動を留保す」と云ふが如き字句（余は斯る提案を見たことも聞いたこともない）を入れても分りきつたことを繰返すのみで、對米通牒自身が海牙條約の規定する「最後通牒」より強いものであつたから斯る字句を差挿む余地はなかつたのである。余の記憶する限り宣戦通告の文書の用語形式に就ては特殊の要件はなく、宣戦の意圖を明示しざへすれば充分であるといふのは國際法學者間一般の見解である。（余の記憶する限り最近の例として一九三九年佛國の對獨宣戦に於て佛國は波蘭に對する義務を遂行すると述ぶるのみであつたと思ふ。）右の如き技術的問題を別として、日本側に於ては交渉決裂が戰爭になると云ふこと

は疑問の余地のなかつた處であり余は米國側に於ても同じ事であつた  
と信じて居る。右の如き次第で我方は連絡會議の決定に従ひ對米通牒  
を交渉打切りの形式としたのであつて宣戰と認められると云ふ點に就  
ては聊も疑問の余地がなかつた。

七八 對米通牒の原案は其の最終部分を除いては十一月二十六日の米備ノ  
 一ト接受の後外務省亞米利加局に於て準備せられた、但し其の内容は連  
 絡會議の議事に従つたもので、斯る議事に従ひ起草の後陸海軍省關係官  
 の意見に従ひ修正せられたが其の詳細は既に證言せられたから茲には繰  
 返さない。新しくして通牒草案は出來上り十二月四日の連絡會議に於て配  
 布せられ其承認を待、同五日の閣議に於て余より要旨を説明した上其承  
 認を待た。

七九 十二月五日午後田邊參謀次長及伊藤軍令部次長が余を來訪した。  
 兩次長が余の事務室に來室するや伊藤次長より統帥部は華府に於ける對  
 米通告の手交時間を幾に定められたる十二時三十分より一時に延す要あ  
 る旨を述べ、余の同意を求めた。余は通告と攻撃の間の時間的間隔が余  
 りに短かきに失することなきやを憂ひ何故右變更の要ありやと質した。  
 伊藤次長は今變更が必要になつたのは全く自分が計算進みをして居たか  
 らであると言へた。田邊次長よりは陸軍の作戦は海軍の作戦開始後開始  
 されるべき旨を述べた。更に余より通告と攻撃の間隔は何の位の時間が必  
 要かと質した處伊藤次長はそれは作戦の機密で申上げられないと答へた  
 依て余は次長申出通り午後一時と考へても攻撃開始迄充分の余裕ありや  
 と質したるに、次長は、然る旨言明したので右時間的變更に同意した。  
 辭去に際し伊藤次長は我方通告が在米大使館に余り早く發電されな



とを希望すると述べたので余は通告が指定時間に其到達先に高懸なく到達し得る様に發電されなければならぬ旨を答へた。右通告時間の變更は十二月六日の運輸會議に於て伊藤次長より報告せられ誰も反對する者はなく、其承認せられた。尙其際永野軍令部總長は我方對米運騰及重要事項であるから、國務長官に直接に手交されるべきであると述べた。余は日露日の整頓のことであり國務長官は整食の約束でもあるやも知れなから、是れを同人に手交せよとは無理であるが、成る可く國務長官に手交する豫訓令することとすることを知し、其の通り訓令した。(法三三第一二一八號)

八〇、 茲に余は「充分な時間」に於て言及した。余は海牙會議に於て充分豫定の未開戦の事前通告の最少限の時間に於ての規定を入れざることと決したことを知つて居た。其の結果多くの國際法學者は一分高の事前通告でも充分であると論じて居るから、余は尠くとも一時間位の余裕がされれば海牙條約の要件を充分に充すものであると考へた。然し茲にも述べた通り余は國際法の權威ではないから當時余は此點に於て孰れ權威を頼んだのみならず日本に於ける國際法の最高權威であり外務省顧問であつた故立作太郎博士の意見を求めた。又余は在獨事官時代、時の正使大使であり、海牙會議の事務局に居た故長岡春一博士とも此の同意を語したことがある。兩博士共自衛戦争の場合には通告の必要なく且通告と攻撃開始

の間にも少しでも時間の餘裕があらば差支ないといふ余の見解が正しいといふ意見であつた。尙茲に不戰條約に就て一言するならば同條約交渉の當時余は在米帝國大使館一等書記官として其仕事に参加したので、同條約の歴史及意味を承知して居る。同條約が自衛の場合適用なきことに對するケロツグ長官の説明並に同條約の批准に先立ち各締約國政府が自衛權の留保を行つたと云ふことからして余は日本の米英兩國に對する戰爭の場合にも同條約は適用なきものと認むた。

八二

我方の對米最近通告が連絡會議及開議で承認せらるるや余は同道  
 告を指定時刻に手交し得る様早目に電送さるやう、外務省關係者  
 に命じ尙在米大使に對し後に指定する時間に手交し得る様認め必  
 要な準備を爲し直ぐへき旨の訓令を電送せしめた。

此の問題並に如何にして通告が通れたかと云ふ點に於ては既に充分證  
 據が提出されて居るから余は茲に右證據が通告の手交に必要  
 な措置は東京に於て充分執られたこと並に其の通達は東京に於け  
 る余乃至は如何なる人の故意又は懈怠に依り起つたものでもない  
 といふことを述ふるに止める。(云々) 第二九七〇號、二九六四、二九六七、  
 二九七〇號) 華盛頓に於て通告手交に付何等かの手遣ひがあつた  
 と云ふことは開戦後間もなく米側側の電送に依り承知したが、布  
 告の攻撃が通告手交以定時同後約二十余分に於て行はれたと云ふ  
 ことを承知したのはそれよりも先であつた。

右は開戦後兩三日して伊藤次長より説明があつたので、余は通告  
 後それ程僅かの時間で攻撃を開始するのであつたならば軍令部  
 は務めから何故宣戰の通告に反對したのか理由に苦しみと言つて  
 責めた點伊藤次長は明答を避けて、余りに念を入れ過ぎたので何う

も申すゆゑりませんと云つて終つた。

閣下は之をなくして余は東條首相と會談の際米側側の一返が我方の對米通告が通達し取調開始の後手交された旨を報じて居ることを述べた。東條首相も余も此の報道を不良としたが余は特に斯る事件の故に與へる宣傳的價値の甚だ大なること並に既に好く引用されて居る點に於て此事件は甚だ不幸なものである點を指摘した。其時東條首相が何うしてそんなに遅れたのだらうか、米側に於て取調を遅らせたのではあるまいかと述べたので余はさう信じないけれども何れにせよ野村大使との間は通信不可能であるから大吏及領員の取調を待つて取調ぶる迄其理由は不明であることを述べた。尙當時外務省及外務省電信局長に對し大使館員取調の上は本件取調を行ふべく指示し又一九四二年八月二十日大使館員取調の折余は重ねて本件調査を命じた。然し乍ら余は其後直ぐ大東亞省問題に忙殺され九月一日辭職するに至つたので余の在任中には本件の報告には及ばなかつた。但し本件調査は實施せられ其の結果は既に證言せられて居る（法廷証言二九六四號）一級懲罰は外務省條約局に於て印刷された文書（法廷証言一二七〇A號）を提示し之を以て我方の對米通告の手交通達に付余が氣が替むる所あり本件を

正當化する爲の法律的意見を得んと爲せる證據なりとして居る。然し  
作ら石文書は余の指示に依つて作られたものではなく余は斯るもの  
作成を承知しても居らず又實際余は外相在任中之を見たこともないの  
みならず余の命令に反して起つたことに對し余が之を正當化する理由  
を探すなどといふことは全く必要のないことであつた。尙其の前文を  
見れば本文書は全く非公式のものであり、之を書いた人の個人的意見  
を流したものに過ぎないといふことが明らかである。一經譯文書二九一  
四號一

八二 余が十二月七日のルースヴェルト大統領の天皇陛下に對するメッセイジの内容を初めて知つたのは十二月八日午前零時半米國大使來訪の後である。余は大統領より陛下宛のメッセイジが來つたものと云ふことは七日の中に聞いたので、其真相に就て調査をさせたが判明しなかつた。(法廷證第二九六〇、二九六三號) 同午後十時半頃グール大使より重要電信に接し目下解讀中であるから解讀完了次第會見し度いと申入れを爲した後、夜半零時過ぎ余を來訪し大統領より陛下宛のメッセイジ接達せることを告げ拜謁したき旨を申出た。余は拜謁に就ては深夜のことでもあるから宮内省とも打合せの要ある旨を述べた處、同大使はメッセイジの寫しを手交し會見約十五分に於て辭去した。余は直にメッセイジの翻譯を命ずると共に筆の重大性に鑑み松平恒雄宮内大臣に電話し、グール大使來訪米國大統領より天皇陛下宛のメッセイジを拜呈する爲拜謁を願出でて來たが夜中のことでもあり如何に取計ふべきであるかと尋ねた處、宮内大臣は政治上の問題であるから、内大臣と相談する様にとのことであつた。依て木戸内大臣に電話した處、内大臣は總理と相談する様、尙陛下は深夜にても余を御引見あるべしと述べた。午前一時五十分右メッセイジの翻譯が出來上つたので余は之を携へて官邸に東條總理

を往訪した。總理は斯る内容のメツセイジは役に立たないと言つた。余は崎邸の上服を改め、午前二時三十分頃、外相官邸を出て、二時四十分宮中控室に入り三、四分木戸内大臣と右メツセイジの内容に話をした。内大臣も大体首相と同一意見であつた。三時より三時十五分迄拜謁、余より本件を上奏し、陛下の恩召を承つた上御前を退下し、午前三時半頃請宅した。

米國大使に對し八日午前六時に來訪を求むる親手配方を命じて置いたが、同大使との電話連絡に困難があつたとのことで同大使は午前七時半余を來訪した。余より大統領のメツセイジに對する陛下の恩召しを傳ふると共に大使の參考の爲に對米通牒の寫しを手交した。無に戦争は始まつて居たので大使は大統領のメツセイジを陛下に正式に捧呈することになつた。余のグルー大使接見に先立ち、午前六時大本營より戦争開始及び哇攻撃に付放送發表されると聞いて居たので、同大使は既に戦闘開始の報導を聞いて居たものと思ひ、余は同大使との會談の中に開戦に就ては觸れなかつたが、余は日米交渉に關する同大使の盡力を謝すると共に日米國交が遂に破局に到達したことを遺憾とする旨を述べて別離の挨拶とした。爾來余は萬大

伊を欺いたと非難されてゐるが、開戦の事實が世界に公表された後で余が同大使を欺くべき理由は全く存しないことを指摘すれば充分であらう。グルー大使に次いでクレイギー英國大使も午前八時余を來訪した。これも余から來訪を求めたのであるが豫定の時刻よりづつと遅れて來た。同大使に對しても余は對米通牒の寫しを手交し交渉を打切つた旨を述べ同人の在日中、國交關係の改善に努力したことに對し謝意を表して別離の挨拶とした。余は右何れの會見も別離の會見でみると了解されたと思つた。



八四大統領の電報がグルー大使へ甚だ遅れて配達せられたことに就ては余は全然之を知らなかつた。本法廷に於て外国公館の電報の受が参謀本部の指示で遞信省に於て遅らされたことが証言されて居る。然し余自身は勿論余の知る限りに於ては外務省にては何人も之に就て参謀本部乃至遞信省より何等相談を受けたことはないし余は電信が遅らされて居ると云ふが如きことは夢想だにしなかつたことである。余は野村大使よりの報告に依り大統領のメッセイジが發送されたと云ふ新聞報を承知し又それより以前(新聞社より新報情報を知ったので)野村大使に對し其の真相に對する照会を發し又メッセイジが直接陛下に達てられたのではないかと思つて係官から宮内省にも照會した。然し既に述べた如くグルー大使の申入れ迄余は之に就て情報を持つて居なかつた。

八五尙我方の最後通告が何故に米英政府の外英政府に對しても爲されなかつたかと云ふ問題がある。交渉打切りの通告を華府に於て爲すべしとの連絡會議の決定は固より倫敦に於て官職を通告することを急めて居ない。日米交渉の終段とくとも余が外務大臣に就任しての後は對英「係は充分に考慮された。日米交渉の全体を以て米英との間に如何なる協定が出

來たとしても英米兩國（及勿論支那）は之に參加するか乃至は同時に此等諸國とも協定が出来るかと云ふ前提の下に行はれて居たのである。依て余は屢々此點を米國政府及米國大使に確めたのみならず英米大使にも之を確かめたが何れの場合にも此等諸國の問題は米國政府に依り處理せらるべく米國政府は此等諸國の政府に通報するであらうと云ふ答へを得たのであつた更に又余は英米兩國政府間に事實上同盟關係の存在することを明にした一九四一年十一月十日のチャーチル首相の演説をも承知して居た。此等演説の證據は既に提出されて居る（法廷證第二九五六、二九一八、二九五七、二九五八號等）されば交渉に就ての如何なる通告も米國政府に對し爲されれば是れ米國政府が直に之を其與國政府に通報し請はば米國政府は之等政府の代表として交渉に當へて居たものであつたと云ふことは明らかであつたのである。

八六 假使は数々の證據に依り余が二版を以て一方に於て日米交渉を續け乍ら他方秘かに戦争の計畫に参加して居つたと定して居る。余は既に出来る限り正確に戦争に至る迄の七週間の余の外務大臣在任中の行動考へ及び意圖に於てして述べた。然し沈黙して居ると、語言に主張されて居る異を認めざるものと誤解される恐れがあるので、余は意圖の小さな點に於てしても亦、述べなければならぬ。

其の中の第一は余の名に依つて出された要求に對する答として余宛に出された米國、印度其の他の諸國からの船泊動等に関する報告である。此等が外務省の下僚に依つて取扱はれた全く秘密の事項に過ぎなかつた。事は既に證據が提出されてある。(法廷證二九一五號)然し此の機會に余は特に、此等の事柄に對しては誰が知る事柄の扱ひ方が行はれて居たと云ふ事以外には此の點に就いては全然知らなかつたと云ふ事と關係になつて居る此等の通信は全然余の手許には提出されなかつたと云ふ事はつきり述べた。又假使は外務省の下僚の作事した政策案一法廷證二九七五號)を提示して外務省又は外務大臣が交渉を款の目的を以て行ふ意圖を有したと爲すものの如くである。本件文書は本法廷に提出せられた多数の同種の文書の一つであるから余は其の重要性の程度に於て一言したい。日

本政府の各課局に於ては、下僚特に課長以下の下僚に於て別に上司の命令に依ることなく時の業務に就て種々の研究乃至改革の案や意見を編めることがある。斯る文書は決して官としての職務を代表するものでなく、時に依り上司の同意に供される場合或は全案採用されることもあり、或は案の甚微となることもあり或は却下されることもあるわけである。外務大臣が認て比等の文書に目を通すと云ふことはあり得ないこと勿論である。法廷證二九七五號に就ては余は之を見たこともなく知つても居ないが、同一款に或る省の中に文書が見出されたからと云つて認て其の省の大臣が之を知つて居ると云ふ推定を爲すことの誤謬なることを茲に指摘する。

余は今衆議院の十一月二十六日附通告を受取る迄、オット大使が日米交渉の進展に於いて具体的な、又は詳細に情報を繰返し要求したにも拘らずを拒絶し続けた。此より外の途を取ることは交渉を成功せしめんとの余の所望と背馳したであらう。米國の通告に依つて戦争が殆ど不可避となつた時に、十一月三十日初めて余は伯林及び羅馬駐劄の日本大使に同交渉の概略を獨伊兩國政府に専へ戦争の際に、單獨不講和の協定の交渉を始める様に訓令したのである。其の上オット大使に於いては、例へば十二月五日附の報告に於て（法廷證第六〇八號）日本の戦争行為開始の意圖に關して或外務省幹部の一人が語つたとして全く誤つた情報を傳へて居るが、余は斯る報告が全く馬鹿氣て居る事と指摘せねばならぬ。外務省の責任ある官吏は誰も、一特に此の問題に就いて知つて居た三人或は四人の中の者なら猶更、斯の様な問題をオット大使と論じた筈は無い。そして十二月四日になつてから、戦争開始の手續一審議中」と云ふ様な事を同大使に話した者な者は、連絡會議が決定した事柄を知つて居る少數の人々の間には在り得ない。同大使は或局長あたりが自分の知らぬ事に就いて内密に重大な情報を提供し得るか、如くに振舞ひたかつて良い加減な事をしやべつたのに引掛つたものであるか、或は大使自身證言して居る如く（法廷證三五〇二號）根柢を違うしたに過ぎないのであらう。

八、昭和十六年十二月十一日日獨伊間に締結せられた單獨不講和協定（法廷證

第五一號一）に付いては余は既に述べた。

檢察官は此の協定を特に重要視して居る筈であるが、我が家が戦争に入る事を予期し、又は甚懼ありと認めらる場合出来る丈多くの同盟国を獲得せんとする筈に備へる事は尙も當然たる事であつて此の事を否定せんとする筈は余には合點が行かないのである。

又此の協定締結の交渉を戦争勃發直前の一週間に以内に出した事は、檢察官が指摘せる如く不信行爲ではなかつた。十一月二十七日の連絡會議以後戦争の可能性は非常に大きかつた。そして此の協定は恐らく彼々と其同の交戦者たらんとする國々から出來得る限りの援助を得んとする我々の要望の結果であつた。

日本が期待し得る此の種の援助に關する余自身の見解りは、余が連絡會議で述べた如く、極めて低かつた。そして余の氣遣し得る限りでは、單獨不講和協定のせざる効果は孤立国を以て我々を幾分或等するに役立つておらうと云ふに止つた。然し連絡會議は矢張り其の交渉を行ふ事を決した。

八八最後に太平洋戦争に備へる。一、二の一般的な問題に備へて置く。宗  
 は海軍軍縮問題に就て若干の論議があつた。第一は一九三二年海軍に於  
 て一般軍縮問題に於ける日本海軍部の善後局長として海軍部の成功の  
 爲備いた。其後一九三五年度の日本の海軍軍縮條約廢棄及一九三六年備  
 教育院院議は宗の歐亞局長時代のことであつた。王官局長として宗は  
 海軍軍縮と訂何した。海軍省は其時最大限主義に基く帝代表に對す  
 る訓令案を出して來たのであるか。宗は海軍省に對し、海軍軍縮に於いて日本は  
 比率主義を承認して居り又海軍一級軍縮層級でも比率主義を含む提議  
 を爲して居る。依て宗は其時最大限主義を以てしては協定を困難なら  
 しむるのみならず日本の意圖に就て疑感を生ぜしめた。新條約の締結が  
 不可能とし軍縮軍並に取手の危険を誘ふとの理由を以て之に反對  
 した。斯くて一二箇月に亘り海軍側と議案を商はしたか其間余は終に  
 海軍の説に服しなかつた。向てか局長間の話しに決したる爲上司に移  
 され。廣田外務大臣は宗の見解を採りし之を主張されたか終に議案は  
 海軍案を容れりることとなつた。別くて余は其時海軍軍縮の努力に失敗  
 したので實則海軍反建艦通牒の爲努力したか其時海軍側の意圖の聞き  
 る所となつた。本件全般を通じて海軍の主張は若しく宗の意見であり。海  
 軍兵力の削減は海軍軍縮のつて余人の介入を許さすと云ふ主張も過

えず爲さるて居た。

八 其 檢 察 側 は 日 本 の 安 任 統 治 下 に の つ た 南 洋 群 島 が 委 任 統 治 の 規 定 に 反 し  
 て 亦 請 を 施 さ れ た と 云 ふ 證 據 を 出 し て 居 る 。 假 令 亦 請 が 爲 さ れ た と し  
 て も 之 に 就 て 外 務 省 は 關 係 が ない と 云 ふ こ と は 明 ら か で あ ら う か 現 は  
 外 務 省 は 本 件 に 關 し 情 報 を 仲 介 し た か 故 に 共 同 議 議 の 責 を 問 は れ て 居  
 る か も し れ ない 。 此 の 問 題 は 條 約 局 の 主 管 に の つ て 。 余 は 條 約 局 に は  
 務 め た こ と を 余 は 本 件 を 扱 つ た こ と は 否 い し 又 評 し く 知 り も し ない  
 つ た 。 余 は 條 約 局 の 人 か ら 且 富 同 に 於 て は 委 任 統 治 規 定 に 違 反 す る 意  
 思 は 全 く ない と 云 ふ 保 障 を 得 て 居 る 旨 を 陳 べ た し 。 又 此 保 障 を 疑 ふ べ  
 き 理 由 も な かつ た 。 何 れ に せ よ 外 務 省 は 外 事 と 接 觸 する 唯一 の 政 府 機  
 關 に の つ て 國 際 聯 盟 よ り の 照 會 並 に 海 軍 よ り の 同 答 を 仲 介 し た に 過  
 ぎ ない の じ ゃ ない 。



## 第五章 戦時外交及大東亞關係

九〇、戦時に於ける外交の範圍は著しく制限せられて居た。勿論米英蘭とは外交關係は存せず、又獨逸とは戦争の問題のみが重要であつた。されば實際上外交問題としては蘇俄邦及東亞諸國並に南米諸國との問題及終戦の爲の準備のみであつたのである。

九一、戦争前数年に亘り外交に對する野心的風潮のあつたことは既に述べたが、戦争は當然新傾向を強化した。外交が二次的役割を務める様になるのは戦争の進展に伴ふ當然の現象ではあつたが、それ以上之を無視せんとする趨勢もあつた。此の傾向は例へば日本が蘇俄に參加するや否やの懸念のあつた時、著しく認められた。即ち一九四二年七月余が蘇俄に就ての獨逸の希望に對する拒絶方針を奏上し、陛下の恩召しを軍部の干渉なしに正しくを速政府に傳ふる措置に付言上せる際、陛下は早稲終戦の御希望を洩らされた。其の時初めて余は陛下が斯る恩召しを既に二月から總理に傳達へになつたことを知つたのであるが總理も内大臣も余に之を告げる所はなかつた。勿論作戦の問題は外交問題に密接な關係ある場合でも考慮とせられて居た。例へば海軍はミッドウェイの敗戦は艦隊を蘇俄に於てさへ洩らさなかつた。

九二余は、此の問題並に戦争指導方針に就て開戦後間もなく東條首相其の他閣僚と意見を異にするに至つた。當時、政府内外の気分は露戦

の戦果に準じて甚しき樂觀に傾いて居た。

總理其の地は、戦争は十年又は二十年の長期を要するを以て一九四四年に入る迄は、反

區は其の戦力蓄積に長期を要するを以て一九四四年に入る迄は、反

政に出づる事なかるべしと思つて居た。

斯くて東條總理等は不敗の態勢を造ふる事を差違き一九四二年春の

真賞遺囑、大東亞建設審議會（軍事及外交に付ては除外されて居た）

の設置等に依り政府の政治力強化を計り、或は企業整備、學制改革

等を実施し政府の威の強化に精力を盡したのである。

九三余は或時か言まつたばかりの時に斯る計畫を遂行するに當り尚早で  
あり、又長期の計畫は斯くの如き非常時において着手されるべきでな  
ないとの理由を以て斯る政府の方針に反対した。又戦争の見透に就  
ては余は大規模の消耗戦は五、六年以上長くはなまいと考へ、生産  
増強と國民生活確保の必要なる所以を主張した。尚又、支那問題等  
に就ても東條總理と意見を異にした。又支那問題に就ては余は長らく  
絡會談に於て根本方針の再検討を異議した。

斯る意見の確立は終に、東條首相、其の體と正画衝突を來すに至り、一九四二年九月大東亞會議に

に及びて余は警備することとなつた。此の要路に入るに先立ち、開戦後、余の外務大臣在任中の諸事案に就て簡單に述べることとする。九四 露國に就ては、余は従前と同じく、良好なる平和の維持に努めた。

中立條條の維持は露國政策の根本であつたが、露國余は太平洋區域紛争の當初より其の早期終結を意圖し、其の爲には先づ獨逸國の和平を計るを最も有效な手段であると認められた。事實余は既に一九〇二年に此の事を企てたのである。(辯護文書第二七四〇號)

九五 余の外相在任中露國區域は別々の混亂を見ず一九二二年一月には余とモロトフ外相との間に協定せるノモンハン地方の西境確定に關する國境確定委員會の作業が滿蒙兩政府間に確認されるに至つた。

(注記二六五九) 露國區域が(特に朝鮮)の關係上)安全であること認められたので余は露國軍兵に對し日本軍の國境兵力が適當に少せられても亦露國軍兵の侵入を企てる事なしとの余の主張を信じて可なりと述べた。又、露國軍の増強に依り露國を刺激することなきは露國に對して(尙余は一九二一年の「露國」に就て何事知らなかつた)

九六 太平洋區域紛争勃發當時日本が交戦國に過ぎ中立國たる露國對の危險に對し、限を加へたることにより、日本露國に紛争が起つた。斯る紛争

に關しては外務省は蘇俄邦の抗議又は照會に對し充分の考慮を加ふると共に此等事件の措置に關する日本海軍の回答は蘇俄政府に傳へた。尙外務省は、此等事件に關涉せる蘇俄海員及船長の救助及送還並に沈没せる蘇俄船舶の代償としての船引渡し等に付便宜を供與する爲、百方努力した。猶余の外相在任中、米國よりの軍需品の運送經由送還に付て遠途より遠々苦狀がみづたに知らず日本國より送還に右送還を妨げるが如き措置をとつた事はなかつた。

九七、戦時の獨伊との關係は外務省に關する限り、非常に限られて居た。歐洲に在る我が同盟諸國より期待し得る協力の程度は、事實余の予言通りになつた。

其は裁判所が既に承知の如く、全く名のみであつた。獨蘇戦に依つて兩國間の鐵道に依る交通は斷たれた。海上輸送は次第に困難を加へ遂に北阿に於る獨乙の敗北後は、事實上、潜水艦に依る少量の軍需品の「シルシル」丈の交換に限らるるに至つた。(法廷證第二七五一號其他)之は軍事に關する事項であつて、従つて余の關係以外に在り、余は當時に於ては、勿論此の如き協力の範圍に關しては何等知らしめらるる處はなかつた。蘇聯に對する日獨各々の態度も亦、兩國間の關係が如何なるものであつたかを良し示す、獨乙が第三次近衛内閣の時以來表明せる希望は日本が對蘇戦に参加する事であつて、一九四二年七月に再び此の要請がなされた。然し此の要請を拒絶し、且日本が二方面の戦争を行ふ事が出来なからず、其の理由とする事が決定され、東京の獨乙大使及び伯林の日本大使を通じて其旨獨乙政府に通告された。(法廷證第三五〇八號、第二七五一號、及び第二七六二號)余は日本が獨伊と協力して世界を制覇せんことを如き計畫を夢想せる事無く、かゝる計畫に参加したる事は更に無い。

九八、余が滿洲國を含む支那問題を始めて自己の責任に於て處理したの  
 は一九四一年十月余が外相に就任してからであつた。

余は嘗つて遼か以前、一九二九年、滿洲事變前に滿洲視察旅行を  
 せし、その結果を當時の内大臣牧野伯に互恵の精神に於て支那と提  
 携し、眞の友好關係を達成せねばならぬと報告した。其の後滿洲事變  
 及び日支事變の勃發を見たが余は其の何れとも何等の關係は無かつた。  
 今、余は其の後外交官及び内閣の一員として其の時行はれたる侵略の  
 獲物を確保せんと努めたと訴追されて居る。余は決してかゝる事をな  
 した事はない。余は兩事變に決して好感を有した事無く、又余が此等  
 の事變に關聯して責任ある地位に在つた際には、余は全力を盡して其  
 の勃發或は擴大の防止に努めた。

九九、兎に角、一九四一年に於ては日支事變を解決せねばならぬ事は以  
 前に増して明瞭であつた。そして余は外務大臣に就任した時、此の目  
 的を達成し得る事を冀つた。

當時、既に過去数年滿洲を除く支那に關する政治、經濟、文化等各  
 般の事項は與亞院が管掌して居た。與亞院は支那各地に出先機關を有  
 し、支那の地方政權との交渉をも主管して居た。

與亞院の設置は對支關係に新たなる大きな面を開いた。

眞目的は、支那の問題に關する限り、如何なる外務省に於ても普通の  
 機能である處の外務省の監督を率直に他に委さんとするものであつた。

外務省の他の諸國に對する溫和なる態度は軍國主義者にとつては異端であつた。故に軍國主義者等は支那に關する事項を彼等の支配下に在る新機關に委する事を成遂げたのである。

外務省に關つた權限は僅かに南京に於ける外交交渉——最狹義の外交——並に領事館關係事務（其の主要なるものは在支居留民の保護であつた）に限られて居た。斯くの如くして外務省と日支關係の運轉は殆ど遮断せられ外務省は支那問題處理の權限を失つた。成程余は外務大臣の資格に於て與亞院の副總裁の一人であつた。（他の副總裁は陸、海、藏の三大臣であつた）が、與亞院設置の目的が支那に對する外務省の發言を遏することになつたのであるから、副總裁としての外務大臣の地位は問題にならなかつたのである。又既に撤事例に於て指摘せる如く（一九四六年六月十三日記録五四三頁）與亞院の事務は殆ど専ら同院總長官の推進する處であつた。

一〇〇、滿洲に關する事務は久しく對滿事務局が取扱つた。余は對滿事務局には、何等の關係を有せず、從て滿洲問題には何等直接の關係を有しなかつた。滿洲に就ては外務省は新京に大使館、哈爾濱、滿洲里、黒河、牡丹江に領事館を有したのみであつて、此等公館を通じ外務省が處理した所は、滿洲に關する對滿交渉事務のみであつた。駐滿大使は、關東軍司令官が、職務上當然就任することとなつて居り、從て外務省は固より此を支配することにはなかつた。

一〇一、太平洋戦争開始後、滿洲國及南京政府は直接戦争に参加することなく日本に對する協力態勢を執ることとなつた。當時兩政府とも参戰しなかつた。後察例は法廷證第一二一四號及一二一九號を理由として日本政府が滿洲國及南京政府の戦争に對する方針を命令支配したと爲して居る。此等の電報は傍受電報として提出されて居り、日本語の諷刺は電報の原文ではない事勿論である。余にかゝる内容の電報を出した覚はないが、若し外務省より發電せられたとしても、其の日本語に現はれた文字に悪い意味はないのである。蓋し外交電報に於て用語を簡單にする爲に、「外務省として何々を爲さしむ」とか「外務省の執るべき措置」と云ふ如き字句を使用する事に當てゐる。斯に用語は米英露の諷刺に關する場合にも使はれて居る。

一〇二、余は支那事變には當初から反對であり、成るべく速に公正なる基礎の上に之を解決せんが爲に努力したことは既に述べた通りである。事變勃發當時の余の反對に就ては證據の通りである（法廷證第三二六〇號）余は當時支那問題を主管しては居なかつたが日本の實際關係上事變の擴大を防止し即時局地解決を計る事が是非必要であると信じた。依て堀内次官、石射猪太郎東亞局長と共に外務大臣に對し對支出兵に反對する様意見を具申した。然し我々の努力も無駄に終り支那事變は長期化した。其の後余は日米交渉に於て支那事變解決の爲に努力した。太平洋戦争開始後も余は支那事變解決を主張した。一九四二年三月、



連絡會議に於ての戦争指導方針が検討せられた際、余は國內に於ては生産増強及食糧確保、且又對外問題に於ては日露關係改善及支那事變の早期解決が最も緊急の重要であることを指摘した。此の會議に於て余は對支政策の全面的再検討を行ふことに付同意を取付けたが、其後參謀本部員の話に依れば重に於ては本件を檢討せるも種々困難があつて猶結論に至らざる由であつた。斯くして本件に進捗を見なかつたが余は更に本件を督促した。七月半ば太田爲吉元大使が、支那旅行の途次、汪兆銘より日支間の即時停戦及全面和平を勸説せられたる旨を歸朝の上余に報告したので余は之を東條首相に告ぐると共に對支政策檢討促進を要望した。

一〇三、比律賓に就ては、日本は一九四二年一月、獨立許與の趣旨を明かした（法廷證第一三三八B號）これは米國が比律賓に獨立を約束したことを受継ぐこととなるものであるが、余が此の政策を支持した他の理由は日本が南方に領土的野心を有しないことを明らかにすると共に日本の對比方針が米國のそれと同じである事を知らしむることにより後日米露との和平の障礙を減ずる點にあつた。

一〇四、佛印に關する余の第一次外相就任當時に於ける唯一の事件は、一九四一年十二月九日の眞事協定（法廷證第六五六號）であるが、此は現地軍當局の措置であり外務省も余も何等關係はない。

一〇五、御前會議決定に拘らず日本は蘭印と交戦する意思はなかつた。  
然し乍ら蘭印は米英兩國との密接なる關係を理由に日本に宣戦し、記  
録二六五四頁、蘭印海軍は直ちに日本の船舶に對し攻撃を加へた。  
斯くて日本は蘭印に對し敵對行爲に出でざるを得なかつたのである。

一〇六、余と東條首相と衝突し全く辭職を見るに至つた最後の原因は大東亞地域と日本に關係の問題であつた。此の問題に就ては余と總理の間に根本的な見解の不一致があつた。日本は久しく東亞の安定勢力な地位を認められて居た。近年東亞新秩序乃至大東亞共榮國の思想が唱へられるに至つたが、之はプロツク經濟乃至生活團の概念に發するものである。余の根本政策は斯る考方とは相容れぬものであり、余は主權の尊重と經濟上の協力の基礎の上に善隣友好關係を樹立することとを念とした。即ち日本は東亞の先進國として東亞諸國並に諸地域の進展を助け平和は手段に依り東亞の繁榮を訂るにあつた。此の相互援助の思想は武力に依る支配の政策とは相容れぬものである。

一〇七、一九四二年一月二十二日、余が議會に於て外交問題に就て爲した演説（法廷證第一三三八A號）は右の主義を表明したものである。此の演説は開戦後問もなく爲されたものである。此の如く、日本が東亞のこの部分でも併合したり、搾取したりする意圖を述べては居ない。勿論、東亞の防衛の爲、絶對に必要な地域は日本が把握すべき旨を述べて居るが、固より之は戦争中の演説であり主として戦時の措置に關するものであつた。

檢察團は演説の本文の代りにオット大使の

一〇八、本法廷に於て、法廷證第一三三三A號一九四一年十二月十四日附南方地域處理要領外務省案なる文章が提出されて居る。若し此の文書が外務省に於て書かれたものであるとすれば、之は、或る課又は或る事務官の研究の私案に過ぎないもので、余は此文書を承認したこともないし、又見たことも聞いたこともない。斯る書類が外務省の政策として決定され又は提案せられた事は、余が連絡會議に於て提議して決定を見た方針と矛盾することからして全くあり得ない事である。日本の南方占領後統帥部は、軍政施行の便宜の爲、此等地域の處理を決定すべきことを提議した。然し余は、斯る重要問題は、戰爭中であつて、凡て事態未定なる時に決定されるべきに非ずと主張した。東條首相は余の見解に同意し連絡會議も同意決定したのである。

一〇九、余の大東亞問題に對する態度は大東亞省問題に依り更に明らかになるであらう。此の問題は余と東條内閣との最後の衝突を齎したもので

協力する必要を明

であるが、最初一九四二年五月、六月頃に起つて来た。當時は、只新しい省の設立が考慮されて居ると云ふ風説があつたのみであるが、時がたつと共に計畫が明瞭になつて来た。此に依れば大東亞地域（朝鮮、臺灣、樺太を除く）の出生機關は總て大東亞省の指揮監督下に置かれる事となり滿洲國、支那、泰、佛印等（關東州及南洋諸島を含む）に關する問題は「純外交」を除き經濟、文化の諸問題總て新しい省主管に移されるらのであつた。新省の設立に依り、對滿事務局、興亞院及拓務省は廢止される。此の案の目的とするところは此等諸國を兄弟として取扱ひ且大東亞地域の物同の力を總動員して戰爭遂行に寄與するにあると云ふに在つた。

一一〇、新省の設立は、内閣の四長官、特に企畫院に依り計畫された。一九四二年の夏迄には、實現の可能性が相當あるところまで進んで来た。余は東條首相に對し現在に不承の態勢を築くことが急務であり機密にいじりに時を費すべきでない旨を説き、傳へらるる新省設立は、外務省上の日本外交の政變部分を剝奪し、日本の外交を元を棄すのみならず、東亞諸國の自尊心を傷け、延いては日本と此等諸國の友好協力關係の維持を不可能ならしめるに至るべしとの理由を以て此に反對した。總理は、問題に慎重考慮すべき旨を約した。

一一一

一一二

八月二十九日星野書記官長は東京首相の命に依り余を來訪し前述の趣旨に依り大東亞會議の提案を手交し議程は九月一日の午前に提議する意旨を附言した。余は此を一瞥し、外務省に送るべき「純外交」の意味に付て質問したが、書記官長は「純外交」とは實際尙及經緯締結の形式の手交等なりと説明した。余は同案の不當なるを指摘し同案改訂の爲め提出を五日に延びて要求した。書記官長は一旦除去せる後再び來訪して東京首相は是非とも一日の午前に於て決定したき考へなる旨を傳へて來た。八月三十一日或る宴會の後余は東京に對し本件に對する反對を繰返し、一日の午前に於て決意したが總理は此を拒否した。初て本件は九月一日の午前に於て決意した。本國に於ては午前中三時前に互に討議を履行したが余は主として次の四つの理由より余の反對を唱らかにした。

第一は提案に依れば日本の外交は其の對象が大東亞地域なるか否かに依り其の主導権を具にする事である。斯る案を以てしては日本は一元即且一頁せる外交を遂行する事不可能となり外務省も將又大東亞省も必要なる活動を爲し得ぬこととなる

第二は大東亞の諸國は世の諸國と異なる取扱を受くることとなるが

故に、日本に對し不信と憂慮を感き、其謬を傷けらるるであらう。此の種の取扱は他國の如く立憲を尊重する精神に反することとなる。此第三編は興亞院の専横は支那人或の反感を招き失敗に導して居ると認むべきであるが其種の支那は興亞院より支那に於て益せる所を大東亞地域全漫に及ぼすことになり日本の爲めに不利益を見るであらう。第四編は國家の意志は其志願に依り三方を順中すべきである行政機構の改革に手を着ける可き時ではない。

一一三 余の主張に對し東條首相は大東亞諸國は日本の身内として他の諸外國と取扱を異にするを要すと論じた。鈴木企堂院總裁は與亞院は失敗に非ずと反駁したが、余は與亞院の失敗は衆知の事實なりと述べた。他に二、三發言した閣僚もあつたが詭も余を支持するものはない。閣議は前議未了のまま休憩に入つた。休憩中東條總理より單獨辭職を求められたが余は此を拒絶し總理並に提案の支持者こそ再考すべきなりと述べた。余は戦争指導一般の見地よりも亦、東條内閣を退陣せしめる事を必要なりと認め、から此際内閣の總辭職に導くことか必要と考へた。

一一四 其後間もなく賀屋敷首相は余を來訪し再考を促した。次で佐藤、兩軍務局長が來訪した。彼等は、大東亞省の設置は陸海軍共に支持する所であると述べ余の再考を求めた。余は凡て此を拒絶した。最後に島田海軍大臣が余を來訪し官中に於ては、内閣の更迭を欲して居られないから何等か妥協の道を請じたいと述べた。余は意見交換の後一つの妥協案を示した。島田首相は一旦辭去したが總て東條總理は妥協案に不賛成なる旨を傳へて來た。余は單獨辭職の意思を指示した事はなく余の目的貫徹に努力して來たのであるが島田首相と會談の結果此上專断を糾糾し宸察を乞ひし奉つるべき非ずと思考し辭表を提出する事に決し同九月一日職を去つた。

一一五 余の辭職により東條總理は外務大臣を兼濟し大東亞省設置案は九月一日の閣議で決定した。政府は十月一日を以て新省を發足せし



めんとしたたが、余の辭職は輿論を喚起し樞密院は十月九日初めて  
審議を開始した。樞密院に於ては法廷證第六八七號の示す如く本委員  
乗に付て少からず議論があり本案の撤回すら問題となつたが東條

總理其の他の容れる所とならなかつた。十月二十四日樞密院委員  
委員曾は多数決を以て本案を採擇した。一石射顧問官は棄權した。

次で樞密院本會議に於ても猶議論があつたが多数決を以て可決し  
た石射、南兩顧問官は反對であつた。かくして十一月一日大東亞  
省は發足した。

一一六 後に聞く處に依れば「純外交」の範圍に付て政府は閣議決定を以  
て此を決することとし大東亞省の根據に付ては規定を置かざること

となし此の點も樞密院に於て説明された。但し大東亞省設置の條  
の閣議了解に於て定められた「純外交」は九月一日の閣議案に於  
けるよりも擴張せられて居り此は外務省の反對並に樞密院に於け

る批判の結果であつた。

一一七 九月一日の閣議に於ては文官諸大臣も大東亞省案を支持した。

後に知つた處に依れば此等の閣僚は必ずしも余の主張に反對では  
なかつたが當時、内閣の更迭は此を避く可きなりとの意圖であつた

たと云ふことである。先日も述べた如く余は東條内閣は縮戦の戦  
果に酔ひ戦争の將來に付て眞剣に考慮することなく内閣の一部に  
於ては對外問題の處理に付て外交の必要なしとなし一般に施策が  
上消りして居るとの結論に達して居た。余は大東亞省問題を以て

かかる傾向のあらはれなりと認め此の機会に内閣を更迭すべきなりと信じたのである。然し乍ら此の理由並に既に述べた他の理由に依り大東亞省に強く反対したにも拘はらず獨力を以てしては大勢を動し得なかつた。然し乍ら「ミッドウエイ」の海戦は之を清くとするも「ガタルカナル」の戦局は悪化し敗戦の兆は既に現はれて余の見解の誤りに非ざる事か漸次明らかになつて來た。

一一八、既に述べた如く余は外相辭職と共に引退し一九四五年四月九日再び外相に就任する迄何等公職に就かなかつた。鈴木内閣に於て余は大東亞大臣を兼任はしたが、余は大東亞問題に付ては比較は關係が少なかつた。即余は一つには終戦の問題に忙殺されて居り又一つには東亞諸國の問題は余の就任迄に殆んど陸海軍省に移つて居たのである。余が先に大東亞省の設立に反對しながら居るは大東亞大臣の地位に就いた理由は、余は機會があれば大東亞省を廢止せんとする積りであつたし又余が大東亞大臣の地位を兼ねることにより、何もしない事により大東亞省を消滅せしめる事が出来たし又事實をうしたのである。余は大東亞大臣としては何もしなかつた。

一一九、余が東亞諸國に對する態度に於て一貫して變りなかつた事は一九四五年四月廿三日の東京に於ける大東亞大使會議の決定（辯護測文書第二九三一號）を見れば明らかである。此の決定は余の提議に基き出席各國の同意を以て世界秩序建設の指導原理として採擇されたものであるが其の原則は一政治的平等の確立及人種的差別の撤廢、二國家の獨立尊重並に内政不干渉三植民地的民衆の開放、四經濟の互惠平等五文化の交流、六侵略の防止、七地方的及世界的安全保障機構を並用し以て國際秩序を確立することである。此の案は、桑港に於て聯合國が後に採擇した所と本質的に異なることはいと敢て信ずるものである。

一二〇、一九四五年四月余が再び外務大臣に就任せる時は大東亞省として  
 も東亞諸國に關する仕事は殆んどなかつた。大東亞省の主管事項には右  
 領地域に關するものもあつたがその内容は行政事項ではなく占領地に派  
 遣する官吏の訓練等、實際行政を行つた陸海軍を助ける仕事に過ぎなかつ  
 た。總司及北律賓（余の引退中獨立を宣言した）に於ては、軍司令官が  
 軍事問題のみならず内政の指導も戦争遂行と不可分であるとの理由で此  
 を指導して居た。されば此等の職に在する大使は大東亞大臣の指揮の  
 下に外交事務を行つたが其の權限内のことでも軍司令官が區區權を持つて  
 居た。此は佛印に派遣の大使に就ても同じ事である。佛印に於ける事態  
 は多少異つたが大使は軍司令官の意志に反しては何事も出来なかつた。  
 之に加ふるに戦局の悪化に伴ひ大抵の國に於てはもはや其の機能を有す  
 る大使も存せざる迄に立ち至つたのである。例へば總司に於ては、一部  
 占領地を奪還され大使は蘭貢より奥地に引揚げ東京との連絡は殆んど切  
 れ總司の情報も取る事は出来なくなつた。北律賓に於ても占領地は奪還  
 され外交的機能を行ふの余地はなくなつた。英領馬來の處分に關する「案」  
 として檢察側が提出した諸文書（法廷證一三三三A、一三三三四―一三三六號）  
 は一部地域の日本への併合をも含んで居るが余はいづれの外務大臣在任  
 期間中に於ても斯るものを承認した事もなく見たこともなかつた。  
 一二一、余の第二次外相就任に先立ち一九四五年三月に於ける佛印の新事

1000

1000

一二三 戦争中の問題として最後に俘虜問題がある。外務省は此の問題に付ては一九四二年一月米英兩政府より瑞西政府を通じ日本は俘虜の取扱に關する一九二九年の海軍條約を相互的基礎の上に適用することと同意するや否やに付、通牒を接受した時初めて關係したのである。日本は同條約の締約國ではなかつたが、人道的見地より合理的に可能なる限り此を適用すべきであると考へ又そうするであらうと思つた。然し此の問題は外務省の決定すべき問題ではなかつた。法廷は既に日本に於ける俘虜問題の責任に付て十分説明を聞かれて居るが、余はこゝに本件に關する外務省の責任が著しく局限せられたものであることを明らかにする一點を追加したい。俘虜問題事務處理に關する責任は俘虜管理局及俘虜情報局に屬した。前者は陸軍省の一局であり同局の事務に付ては外務省は何等責任けない。後者は抗議や照會に對する情報を提供する責任を有する局であり戦時中特に勅令を以て設置されたものである。勅令を以て措置を執る場合には、關係主務大臣の副署を要するのであるが一辯護文書第二九二四號一太平洋戦争のみならず前世界大戦の際俘虜情報局を設置した勅令に副署したのは陸海軍兩大臣であり外務大臣ではない。一辯護文書二九二四及二九三四一本問題に關し責任ある者は陸軍省である。

一二三 本件に關する米英兩政府よりの照會は事の上の手續に従つて、外

務省の主管局たる條約局より本件に關し決定をなす權限ある省と  
 して取次がれた。  
 此に對し外務省の受領した回答（法廷證第一九五八號）は日本は  
 露府條約を「準用」すると云ふ事であり石は兩政府に取繕がれた  
 （法廷證第一四六九號及第一四九六號）  
 檢察側は右回答により日本は同條約を批准したと同じ程度に此に  
 拘束されるものと爲すものゝ如くであるが、余は日本は本條約を  
 專情の許す限り適用する義務を負ふものであると解した。（余は  
 今猶斯く解するものである）余は「準用」とは、重大なる支障な  
 き限り條約を適用する意味であると解した。（法廷證第三〇三九  
 號）更に余は「此は余自身の考へであるが」條約の要件が國內法  
 に抵触する場合に條約が優先するものであると解したが此は余  
 の誤りであつた。然し陸海軍省共此の解に付て余の見解と異なる  
 解釋を述べた事なく又本件方針に關する陸軍省の回答も何等か、  
 る解釋を述ぶる處はなかつた。何れにせよ、余が日露戦争及前大  
 戰の際日本が俘虜の人的取扱を爲したと云ふ事實を知つて居た  
 ので、必ずや今回も此を裏切る事はないと思つた事は幾分不注意  
 であつたのかもしれない。（此の考は後に聯合艦隊よりの抗議に接  
 した時過去に於ける日本の立派な歴史の故に抗議に對する信用の  
 度を低めた事となり何等か不當なことが行はれた時は之を是正する

爲の責任がとられるものと信じて直接又以下達を通じ陸軍省に行  
くこととなつたかも知れない。

一二 余は外務省が任地に就する抗議を受けし及び此に回答したのは、問  
題の責任機關としてではなく取次機關としてとあつた事を強調し  
た。抗議に對する回答は外務省で作製されるものでなく、併  
情報局が作製したものであつて外務省は外務省府よりの通信を  
受し及び此に對して發信する唯一の機關であつたのである。

一二 余の第一次外相時代存疑は殆んどなかつた。香港等併列一九二  
四二年春「イーデン」外相が香港占領當時に於ける日本軍の  
行爲に付演説をしたと云ふ情報があつた。當時、余は東條陸軍大  
臣に對し存疑の取扱は特に真意を要し通云に於ける日本軍の各  
を傷つけるべきでないことを説いた。

東條大臣は余の説に満足し十分注意すべき旨を語つた其の旨も  
なく「イーデン」外相が香港に於ける暴行の改善を促す  
旨を聞き余は満足した。

一二 六 余の第一次外相時代のより大きな問題は在露民交換の問題であつ  
た。余は慣例による外交官の交換のみならず英米關係の被抑留者  
も交換させるべきであると考へた。然し此は船員其の他の問題も  
あり統帥部は容易に承認せず其の實現迄は既に証言された如く、  
一 法廷證第二九一四號(相當の困難があつた。然し此の交換に依り日本  
本土のみならず支那滿洲侯印等より多くの被抑留人を歸國せしむる事が出來たのである。



一二七余の第二次外相時代一九二五年春頃より夏にかけて比律賓緬甸其の他南方地域に於ける前線に於ける日本軍の戦況は著しく悪化した。余の就任當時既に存心の問題が多量に累積して居たが聯合軍が南方地域に進攻し此等地域に於ける日本軍の存続取扱に關する抗議が提出され始めた。當時日本は激烈な空襲を受けて居たので敵軍の利益代表である中立國公使は經井澤に轉地し居り通信は甚だ困難であつた。此の困難にも拘はらず余が訓令の下に外務省は此等の抗議や照會を權限ある官憲に傳達し之より受領した回答を傳へるに躊躇をかつたのである。公文の往復の外我々は屢次私信を送り又經井澤に送り事態に對應して出來得る限りの努力をしたのである。

余の知る限り外務省が聯合國より受領した抗議及照會を主官憲に傳達し之より受領した回答を聯合國に送ると云ふ其の任務を懈怠したことはないのである。

外務省は俘虜問題に關し何等の權限を有せざるに拘はらず屢次主務官廳に對し俘虜に對し公正且寛大な取扱を爲す爲最善の努力をなす様要求したのである。一九四五年六月三日瑞西公使がパラワン島プエルトプリンセサに於ける米人俘虜遺棄事件に關する米國政府の抗議（法廷證第二一〇七號）を手交した際余は阿南陸軍大臣に本問題に付注意を喚起し更に俘虜の一般的取扱に付公正寛大にすべき旨を申入れ其の同意を得たのである。此等の勢力にも拘はらず事態は甚しく悪化し之が爲聯合國の満足する様な回答をすることは不可能となつたのである。右事情に付軍當局の説諭する所に依れば日本軍敗退の結果、中央の軍當局から俘虜問題に付現地軍へ電信連絡しようとしてもそれが頗る困難で屢々不可能となり又連絡がついても現地軍が混亂して居つて調査が至難であつたのである。外務省は本問題については權限も又調査の手段もなかつたので一方から受けた通信を他方へ傳遞する以外どうすることも出来なかつたのである。

一九四五年七月中旬聯合國の飛行士に對し行はれた處刑の如きに付ては外務省は何等情報を受領しなかつたことを附言する。

一二八 外務省は俘虜に付ては單に連絡の義務を有するに過ぎなかつたが、俘虜の取扱改善の爲には余の指示の下に絶えず努力を試み又或る程度成功した場合もあつた。特に日本々土に於ては俘虜の状態は比較的良好であつた。

我々としては軍の管轄下の事項に介入する事はもとより不可能であり軍  
當局に對し人道的にする様要望する以外に這はなかつたが、此は繰返し  
実行されたのである。勿論、外務省としては、其の自身の利益の爲にも  
外山に數十万の同胞が在る點よりして漸る立場を執る可き地位に在つた  
外務省は此等同胞の待遇の改善に付て責任を有したのであるから、此等  
二つの問題の間に論議の在つた事は言明である。

一二の國軍（少數の場合には海軍）が敵軍からの照會に對してなした同  
答の眞否に付ては外務省は關係はなかつた。余自身は外務大臣として外  
務省が經常事務として取扱つた照會及同答に付ては自ら扱つた點ではな  
い。然し現實に事務を扱つた人は誰であるにせよ外務省員としては軍管  
局より受領した同答を送るより外はなかつたのである。外務省は攻撃所を  
觀察する權限も便宜もなく、同答の眞否に付て、疑があつたとしても此  
を確かめる方法もなく、又觀察の機會がないのであるから疑を持つと云ふ  
事もなかつた。

## 第六章 鈴木内閣及終戦

一三〇、余の鈴木内閣入閣の目的は、終戦の一事のみに在つたと云へやう。此の時期の問題に入る前に其の背景として戦争終結に對する余の

其れ以前の勢力に就て若干説明する。

一三一、戦争を成可く速に終結せしめんとする余の勢力は、戦争に對する反對を開戦後に持越した事に外ならぬので、其意味に於て一九四一年十二月八日に始まつてゐる。開戦當時の余の氣持は既に十分説明した通り、米英の戰國精神と生産力を征服し得ると云ふ日本人の大部分が持つて居た考に殆ど信用を置かず、日本の立場からは戦争を慘禍の裡に終はらしめない爲に成可く早く終結せしめる事が必要であり、又長期戦になれば眞の勝利者と云ふものはなく彼我双方とも困憊し、全世界亦貧窮と幻滅に陥らざるを得ないと考へた。一九四二年の一月元旦に外務省員に對し訓辭をする機會に於て此の點に觸れ戦争と外交の關係を説いた。即世上外交蔑視の風潮があるが、之は短見者流の見方であり外交は戦争の進展に伴ひ益々重要性を加へるのであるから現在より終戦の爲有らゆる研究と準備を怠し機會を逸することなき様説示した。同じ元日武藤軍務局長が來訪し早期和平の希望を述べたのに對しても大体前記と同趣旨で答へた。

一三二、全世界の平和招來は容易ならざる難事であつたが、余は獨蘇兩

國間の和平より之を契機として世界平和に導く氣運を作る可能性が幾分あると考へた。よつて一九四二年二月在京蘇聯大使スメタニンに對し日蘇關係は夕立の中の一瞬の光明の如きものであり余は此の光を擴張して世界全般の平和を齎すことを希望する旨を説き日蘇中立關係は此點よりするも維持されねばならぬと述べた。又クイビシエフに在つた駐蘇佐藤大使に對し前記の措置に出で得る機會が到來した場合之を逸する事なき様、夙に其の素地を作り置くべく訓令した。然し余の辭職により之は其の儘となつた。

一三三、一九四二年九月より四五年四月迄余は引退して居たが、戰爭終結の必要に關する余の意見は種々の方面に説いた。例へば一九四四年十一月梅津參謀總長に會ふ機會があつたが、其際余は、獨蘇和平より蘇聯邦を通じ戰爭を終結に導く要する旨を説いた。(梅津總長は之に贊成し、今迄政府は何事も爲し得なかつたが猶自分は其の目的の爲に努力する旨を述べた。)

一三四、一九四五年四月八日余は輕井澤に於て大命を拜せる鈴木海軍大將より會見を申込まれた。同夜上京の上鈴木大將に會つた處外相就任を求められた。余は速に戰爭を終結せしむることを念願として居たから、其の爲には總理が戰爭終結の希望のみならず戰局に對する判断並に見透しに於て余と同一の見解を有することが必要であると思つたか

ら、余は諾否の表明に先立ち今後の戦局の見透に關する同大將の意見を承知したしと述べた。處が早期終戦に對する同大將の眞摯なる氣持はよく分つたが、戦局の見透に於て同大將の見透は自分の見透と異つて居た。依つて余は戦争の見透に於て總理との間に意見一致せざれば到底外交の大任を引受くることは出来ぬと考へ、其の旨を同大將に告げ其の再考を求むる旨を述べて辭去した。然るに間もなく余は各方面より鈴木内閣に入閣し同大將を啓發する様要望に接した。即岡田海軍大將、外務省の先輩たる松平雄、廣田弘毅兩氏、松平康昌内大臣秘書官長、迫水久常内閣書記官長等は余の入閣を懇請した。其後重ねて鈴木總理と會談し余の見解を繰返したる處其同意を得たので余は入閣を承諾した。

一三五、外相に就任せる余の關心事は豫ての希望たる平和恢復の實現であつた。就任後間もなく余は前駐芬公使昌谷忠氏の來訪を受け同氏より余の前任者たる重光氏と駐日瑞典公使ハツゲ氏との間に瑞典政府の發意に於て米國の平和條件を探り之を我方に傳達すると云ふ趣旨の打合があつた旨を聞いた。

昌谷氏は本家に對する余の意見を求めたので、余は斯る話を聞くのは初めてであるが、余は固より戦争の早期終結を望むものであるからハツゲ公使及瑞典政府の計らひは余は之を多とするものであると述べ其

旨同公使に傳ふる様昌谷氏に告げた。然し其の後本件は何等發展を見る事なく、其の間蘇聯の和平仲介を求むる努力が始められた。

一三六、既に述べた如く余は一九四二年既に日蘇間の友好關係を契機として世界平和を招來せんと試みた。然し其時からは事態が著しく變つて居た。余の外相就任の直前四月五日蘇聯邦政府は中立條約の廢棄を通告して來た。

同條約の規定に依れば猶一年間は有效であるが右廢棄通告書載の理由に照し蘇聯邦の意圖は頗る警戒を要するものがあつた。余の外相就任直後より軍部其他の方面より蘇聯との提携に付辱々余の努力を求めて來たが、余は斯の如きは既に手遅れであると認められたから、斯る申出に對しては蘇聯は英米との間に對日戰果の分知を約して居る可能性をも覺悟するを要すとして警告するのを常とした。余は平和恢復の機を捕ふべく世界狀勢の進展を注意深く觀て居たのである。

一三七、四月の末獨逸の敗北は動すべからざるものとなり五月初めデニッツ政権は無條件降伏した。余は獨逸の降伏は終戰の機會を與ふるものなりと考へた。そして獨逸敗北の原因に付き空爆も益々激化した。直接原因であつた事を言上した際、日本に對する空爆も益々激化した。實際急速終戰の要ある旨を言上した。余は同趣旨を總理にも告げ總理に對し最高戰爭指導會議の構成員のみの會議を召集する事を求めた。余

旨同公使に傳ふる様昌谷氏に告げた。然し其の後本件は何等發展を見  
る事なく、其の間蘇聯の和平仲介を求むる勢力が始められた。

一三六、既に述べた如く余は一九四二年既に日蘇間の友好關係を契機と  
して世界平和を招來せんと試みた。然し其時からは事態が著しく變つ  
て居た。余の外相就任の直前四月五日蘇聯邦政府は中立條約の廢棄を  
通告して來た。

同條約の規定に依れば猶一年間は有效であるが右廢棄通告書載の理由  
に照し蘇聯邦の意嚮は頗る警戒を要するものがあつた。余の外相就任  
直後より軍部其他の方面より蘇聯との提携に付屢々余の勢力を求めて  
來たが、余は斯の如きは既に手遅れであると認められたから、斯る申出に  
對しては蘇聯は英米との間に對日戰果の分知を約して居る可能性をも  
覺悟するを要すとして警告するのを常とした。余は平和恢復の機を捕ふ  
べく世界狀勢の進展を注意深く觀て居たのである。

一三七、四月の末獨逸の敗北は動すべからざるものとなり五月初めデー  
ニッツ政権は無條件降伏した。余は獨逸の降伏は終戰の機會を與ふる  
ものなりと考へた。そして獨逸敗北の原因に付き空爆が其の最大の直  
接原因であつた事を言上した際、日本に對する空爆も益々激化したる  
際急速終戰の要ある旨を言上した。余は同趣旨を總理にも告げ總理に  
對し最高戰爭指導會議の構成員のみの會議を召集する事を求めた。余



旨同公使に傳ふる様昌谷氏に告げた。然し其の後本件は何等發展を見る事なく、其の間蘇聯の和平仲介を求むる勢力が始められた。

一三六、既に述べた如く余は一九四二年既に日蘇間の友好關係を契機として世界平和を招來せんと試みた。然し其時からは事態が著しく變つて居た。余の外相就任の直前四月五日蘇聯邦政府は中立條約の廢棄を通告して來た。

同條約の規定に依れば猶一年間は有效であるが右廢棄通告書載の理由に照し蘇聯邦の意圖は頗る警戒を要するものがあつた。余の外相就任直後より軍部其他の方面より蘇聯との提携に付屢々余の勢力を求めて來たが、余は斯の如きは既に手遅れであると認められたから、斯る申出に對しては蘇聯は英米との間に對日戰果の分利を約して居る可能性をも覺悟するを要すとして警告するのを常とした。余は平和恢復の機を捕ふべく世界狀勢の進展を注意深く觀て居たのである。

一三七、四月の末獨逸の敗北は動すべからざるものとなり五月初めドイツツツ政權は無條件降伏した。余は獨逸の降伏は終戰の機會を與ふるものなりと考へた。そして獨逸敗北の原因に付き空爆も益々激化したる接原因であつた事を言上した際、日本に對する空爆も益々激化したる際急速終戰の要ある旨を言上した。余は同趣旨を總理にも告げ總理に對し最高戰爭指導會議の構成員のみの會議を召集する事を求めた。余

一四〇、七月二十六日トルーマン大統領、チャーチル首相、及蔣主席の名を以てポツダム宣言が發表された。翌日の最高戦争指導會議構成員の會議に於て余は同宣言は有條件媾和であり此を拒否する時は極めて重大なる結果を惹起する旨を指摘した。斯くて同會議に於ては蘇聯邦の我方仲介申入れに對する出方を今少しく見る事に意見一致した同日午後の閣議に於て余は同じ説明を繰返し結局閣議に於ても同宣言に對しては何等意氣表示を爲さぬ事とし又新聞發表に就ては大袈裟に取扱はしめざる様指導することに決した。然し乍ら不幸にも新聞は總理の聲明に於て政府は同宣言を「認殺」するに決したと報道したので、米國其他に於て之を以て宣言の拒否なりと爲し、トルーマン大統領は原子爆彈使用の釋明に利用し蘇聯政府は對日參戰の理由に利用したのである。

一四一、八月六日原子爆彈は廣島を破壊し米國は日本がポツダム宣言を拒否し續くる限り日本の全滅を見る迄之を投下するであらうと警告した余は佐藤大使に對しモロトフ外相との會見を督促し、さくとも事態を明白にする要ある旨を指示した。然るに同大使の申入れは容易に蘇聯邦政府の容るる所とならずモロトフ外相は八月五日歸莫せるに拘らず八日に至り漸く同日午后五時會見の旨申越したのであつた。一法廷證第二七〇五號、右を報告せる電報受信後同大使よりは何等の

通信に接せず、九日早朝外務省ラデオ室よりモロトフ外相が佐藤大使に對し對日宣戰を通告したる旨莫斯科より放送ありたる速急報に接した。他方滿洲國よりは前夜半戰鬪開始の旨報告が來た。次いで十日午前十一時十五分余はマリク蘇聯大使の求めに應じ之を引見し茲に於て初めて蘇聯政府の對日宣戰通告を受領した。余は蘇聯邦が中立條約が猶有效であり、且我方よりの和平仲介の依頼に對する何等の回答もなくして突如開戰せる事實を指摘したる後ポツダム宣言に關する我方の回答を蘇聯政府に傳達する様甲入れた。

斯の如く事態は極めて重大となつたので九日午前十一時最高戦争指導會議權成員の會合が開かれた。右會合に於ては原子爆彈の使用及蘇聯參戰の今日何人も戦争繼續の困難なるを認めポツダム宣言の受諾に原則的に反對するものはなかつた。然し受諾の條件に就ては意見が分れた。即國體護持を條件とする事に就ては全員意見一致した。が右の他兩統帥部及陸軍大臣より一保障占領に付本土の占領は成可く此を差控へ止むなき場合は東京等を除き小規模とすること、二武装解除は日本側に於て自主的に行ふこと、及三戦争犯罪人の處分は日本側に於て行ふこと、の三點を固執して議は纏らなかつた。午後の閣議に於ても多くの閣僚はポツダム宣言受諾の條件は國體護持に限るべきなりとの余の主張に大体に於て賛成したが猶議は纏らなかつた。

た。斯くて決定は最高戦争指導會議及樞密院議長列席の御前會議に  
 持越された。此の御前會議に於て余は余の先の趣旨を繰返し國體護  
 持を唯一の條件としてポツダム宣言を受諾すべきなりと説いたが、  
 尙他の條件を固執する意見もあり、結論に至らず御聖断を仰ぐに至  
 つた處陛下よりは余の見解を御採用あること並に人類の苦難を経験  
 し國家の破滅を救ふ爲ポツダム宣言を受諾すべき旨御沙汰があつた  
 斯く決定を見たので我方の回答は閣議に於て午前三時承認せられ、  
 余は在瑞西公使をして瑞西政府を通じ米支兩政府に、在瑞典公使を  
 して瑞典政府を通じ英蘇兩政府に對し之を通告せしめた（法廷證第  
 三號）

一四三四 國政府の我方に對する回答が傳へられてから又問題が起つた。本  
 件回答は余は外務省ラデオ室よりの報告に依り知つたのであるが字  
 句に付若干疑問の點があつたので余は回答文の検討を外務省の關係  
 官に命じた處、慎重検討の結果は本件回答はポツダム宣言は國體護  
 更の要求を包含せずとの我方の了解と大体に於て矛盾せず、此際和  
 平の努力を挫折せしむる決心なるに非れば此の上條件を提出するこ  
 となくポツダム宣言を受諾すべきなりとの結論なる旨報告して來た  
 本件回答は閣議及最高戦争指導會議で検討された。  
 余は此等の會議に於て余の見解を披歴し、此の上甲入れを爲すこと